

福島県地域防災計画

(一般災害対策編)

新旧対照表

令和 6 年 月

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節	現行	修正後	修正理由
1-2	<p>第2 基本方針 (略)</p> <p>1 地域自立型防災対策の推進 (1) 自立的防災生活圏の形成 本県は、中通り軸、会津軸、浜通り軸からなる縦軸と横断道 軸、北部軸、南部軸からなる横軸を県土の骨格とし、その結節 点を7つの生活圏と捉えた「多極ネットワークの形成」を地域 整備の目標として掲げている。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化 (略) 加えて、令和元年東日本台風の検証結果等 _____を踏まえて、効率的かつ効果的な組織のあり方 について検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 県民運動の展開 (略) また、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」においてもうた われているとおり、安全で安心な社会の実現のために、自然災害 などに対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力を高め ていくとともに、各種災害におけるハザードマップなどにより事 前の備えを行うなど、地域住民の間で防災に関する情報の共有を 行うほか、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、被害の 拡大防止（二次災害の発生防止を含む。以下同じ。）や迅速な救助・ 復旧及び復興体制を構築していくものとする。</p>	<p>第2 基本方針 (略)</p> <p>1 地域自立型防災対策の推進 (1) 自立的防災生活圏の形成 本県は、中通り軸、会津軸、浜通り軸からなる縦軸と横断道 軸、北部軸、南部軸からなる横軸を県土の骨格とし、その結節 点を7つの生活圏と捉え_____ _____ている。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化 (略) 加えて、令和元年東日本台風_____等、大規模な災害が発 生した際の経験を踏まえて、効率的かつ効果的な組織のあり方 について検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 県民運動の展開 (略) また、福島県総合計画_____においてもうた われているとおり、県民一人一人が「自らの命は自らが守る」意 識を持ち、災害時の適切な避難行動につなげられるよう「災害文 化」を定着させるための取組を推進するなどのソフト対策の強化 を進めていくものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	適正化
1-3	<p>第1 県土の自然的条件 1 位置及び面積 本県は、東北地方の最南端にあり、東は太平洋に面し、南は茨 城、栃木の両県、西は大部分を新潟県と境し、西南の一部が群馬 県に接しており、北は宮城、山形の両県に隣接している。本県の 総面積は、13,784.14km²で、北海道、岩手県に次いで全国の第3 位の面積を有し、東西約166km、南北約133kmで、広大な県土を 有している。各県境等における経度、緯度等は、次のようになっ ている。</p>	<p>第1 県土の自然的条件 1 位置及び面積 本県は、東北地方の最南端にあり、東は太平洋に面し、南は茨 城、栃木の両県、西は大部分を新潟県と境し、西南の一部が群馬 県に接しており、北は宮城、山形の両県に隣接している。本県の 総面積は、13,784.39km²で、北海道、岩手県に次いで全国の第3 位の面積を有し、東西約166km、南北約133kmで、広大な県土を 有している。各県境等における経度、緯度等は、次のようになっ ている。</p>	国土地理院の公表値に修正

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>方位</th> <th>地名</th> <th>経緯度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最東端（E）</td> <td>双葉郡浪江町請戸</td> <td>東経 141度 2分 <u>49秒</u></td> </tr> <tr> <td>最西端（W）</td> <td>南会津郡只見町毛猛山 南 2,950m</td> <td>” 139度 <u>10分 5秒</u></td> </tr> <tr> <td>最南端（S）</td> <td>東白川郡矢祭町明神 西 1,000m</td> <td>北緯 36度 47分 <u>18秒</u></td> </tr> <tr> <td>最北端（N）</td> <td>福島市飯坂町竜ヶ岳</td> <td>” 37度 58分 <u>25秒</u></td> </tr> </tbody> </table>	方位	地名	経緯度	最東端（E）	双葉郡浪江町請戸	東経 141度 2分 <u>49秒</u>	最西端（W）	南会津郡只見町毛猛山 南 2,950m	” 139度 <u>10分 5秒</u>	最南端（S）	東白川郡矢祭町明神 西 1,000m	北緯 36度 47分 <u>18秒</u>	最北端（N）	福島市飯坂町竜ヶ岳	” 37度 58分 <u>25秒</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>方位</th> <th>地名</th> <th>経緯度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最東端（E）</td> <td>双葉郡浪江町請戸</td> <td>東経 141度 2分 <u>37秒</u></td> </tr> <tr> <td>最西端（W）</td> <td>南会津郡只見町毛猛山 南 2,950m</td> <td>” 139度 <u>9分 53秒</u></td> </tr> <tr> <td>最南端（S）</td> <td>東白川郡矢祭町明神 西 1,000m</td> <td>北緯 36度 47分 <u>29秒</u></td> </tr> <tr> <td>最北端（N）</td> <td>福島市飯坂町竜ヶ岳</td> <td>” 37度 58分 <u>36秒</u></td> </tr> </tbody> </table>	方位	地名	経緯度	最東端（E）	双葉郡浪江町請戸	東経 141度 2分 <u>37秒</u>	最西端（W）	南会津郡只見町毛猛山 南 2,950m	” 139度 <u>9分 53秒</u>	最南端（S）	東白川郡矢祭町明神 西 1,000m	北緯 36度 47分 <u>29秒</u>	最北端（N）	福島市飯坂町竜ヶ岳	” 37度 58分 <u>36秒</u>	
方位	地名	経緯度																															
最東端（E）	双葉郡浪江町請戸	東経 141度 2分 <u>49秒</u>																															
最西端（W）	南会津郡只見町毛猛山 南 2,950m	” 139度 <u>10分 5秒</u>																															
最南端（S）	東白川郡矢祭町明神 西 1,000m	北緯 36度 47分 <u>18秒</u>																															
最北端（N）	福島市飯坂町竜ヶ岳	” 37度 58分 <u>25秒</u>																															
方位	地名	経緯度																															
最東端（E）	双葉郡浪江町請戸	東経 141度 2分 <u>37秒</u>																															
最西端（W）	南会津郡只見町毛猛山 南 2,950m	” 139度 <u>9分 53秒</u>																															
最南端（S）	東白川郡矢祭町明神 西 1,000m	北緯 36度 47分 <u>29秒</u>																															
最北端（N）	福島市飯坂町竜ヶ岳	” 37度 58分 <u>36秒</u>																															
1-3	<p>第2 本県の社会的条件</p> <p>1 県土構造</p> <p>本県は、地形的に浜通り、中通り、会津と大きく分けられる地域区分となっており、それぞれの地域に人口集積からみると、2～3の核が存在している状況である。</p> <p>また、<u>本県の長期総合計画では</u>、浜通り、中通り、会津それぞれの地域を南北に通る縦軸（浜通り軸、中通り軸、会津軸）と、<u>構想レベルのものも含めて</u>それぞれの地域間を東西に通る横軸（北部軸、横断道軸、南部軸）の、計6つの軸が<u>設定されている</u>。</p> <p>これらの核および軸により、本県は7つの生活圏が構成される県土構造となっている。</p> <p>（略）</p> <p>2 人口</p> <p>（略）</p> <p>しかし、これを底に首都圏からのUターンや第2次ベビーブームなどから増加に転じ、昭和50年の国勢調査では197万1千人と増加し、昭和53年には再び200万人台にのり、平成2年国勢調査では210万4千人と少しずつ回復した。平成7年国勢調査では、213万4千人と過去最高となっているが、その後の<u>平成22年国勢調査では、202万9千人と減少している</u>。</p> <p>自然増減のすう勢をみると、出生率は昭和25、26年頃から低下を続け、<u>最近では当時の1/3程度のところまで横ばいの状態であり、減少傾向にある</u>。また、死亡率においても、出生率とほぼ時期を同じくして低下の兆しをみせ始め、年々、わずかずつではあるが減少傾向を示してきたが、昭和63年以降は増加傾向にある。</p>	<p>第2 本県の社会的条件</p> <p>1 県土構造</p> <p>本県は、地形的に浜通り、中通り、会津と大きく分けられる地域区分となっており、それぞれの地域に人口集積からみると、2～3の核が存在している状況である。</p> <p>また、<u>浜通り、中通り、会津それぞれの地域を南北に通る縦軸（浜通り軸、中通り軸、会津軸）と、それぞれの地域間を東西に通る横軸（北部軸、横断道軸、南部軸）の、計6つの軸が存在している</u>。</p> <p>これらの核および軸により、本県は7つの生活圏が構成される県土構造となっている。</p> <p>（略）</p> <p>2 人口</p> <p>（略）</p> <p>しかし、これを底に首都圏からのUターンや第2次ベビーブームなどから増加に転じ、昭和50年の国勢調査では197万1千人と増加し、昭和53年には再び200万人台にのり、平成2年国勢調査では210万4千人と少しずつ回復した。平成7年国勢調査では、213万4千人と過去最高となっているが、その後は<u>減少し、令和2年国勢調査では、183万3千人となっ</u>ている。</p> <p>自然増減のすう勢をみると、出生率は昭和25、26年頃から低下を続け、<u>現在も減少傾向にある</u>。また、死亡率においても、出生率とほぼ時期を同じくして低下の兆しをみせ始め、年々、わずかずつではあるが減少傾向を示してきたが、昭和63年以降は増加傾向にある。</p>	適正化及び時点修正																														

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>一方、社会増減に目を転じると、昭和 35、36 年頃を中心に転出者の数は転入者の 2 倍前後に達していたが、その後、転出者の減少傾向が続いていたが、平成 4 年より僅少ながら社会増加に転じ、国勢調査間でみても、平成 7 年までの 5 年間は、戦後初めて社会増加を記録した。</p> <p>3 土地利用</p> <p>平成 24 年における本県の土地利用は、森林が 9,716km² と県土面積の 70.5% を占め、次いで農地 1,447km² (10.5%)、道路 519km² (3.8%)、宅地 487km² (3.5%) となっている。</p> <p>平成 22 年と比較すると、農地や森林等の自然的土地利用が 0.5% 減少し、宅地や道路等の都市的土地利用が 0.4% 微増しており、自然的土地利用が減少し、都市的土地利用が増加する傾向にある。</p>	<p>一方、社会増減に目を転じると、昭和 35、36 年頃を中心に転出者の数は転入者の 2 倍前後に達し _____、その後、転出者の減少傾向が続いていたが、平成 4 年より僅少ながら社会増加に転じ、国勢調査間でみても、平成 7 年までの 5 年間は、戦後初めて社会増加を記録した。</p> <p>3 土地利用</p> <p>令和 3 年における本県の土地利用は、森林が 9,725km² と県土面積の 70.6% を占め、次いで農地 1,373km² (10.0%)、道路 535km² (3.9%)、宅地 506km² (3.7%) となっており、 _____ 農地 _____ の自然的土地利用が _____ 減少し、宅地や道路等の都市的土地利用が _____ 増加する傾向にある。</p>																																																																																																															
1-3	<p>第3 本県における社会的災害要因の変化 (略)</p> <p>本県における国勢調査間の社会構造変化の比較</p> <table border="1" data-bbox="235 766 992 1023"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">人 口</td> <td>2,029,064 人</td> <td>1,914,039 人</td> <td>国勢調査 10 月 1 日現在</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世 帯 数</td> <td>720,794 世帯</td> <td>737,598 世帯</td> <td>国勢調査 10 月 1 日現在</td> </tr> <tr> <td colspan="2">宅地面積</td> <td>431 平方km</td> <td>493 平方km</td> <td>1 月 1 日現在</td> </tr> <tr> <td colspan="2">危険物施設数</td> <td>12,650 施設</td> <td>11,029 施設</td> <td>3 月 31 日現在</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">石油 コン ピナ ート</td> <td>特定事業所数</td> <td>18 事業所</td> <td>18 事業所</td> <td>平成 29 年 4 月 1 日現在</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貯蔵取扱 数量</td> <td>石油</td> <td>2,462 千 k l</td> <td>2,248 千 k l</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス</td> <td>9,826 千 N m³/D</td> <td>8,670 千 N m³/D</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村毎の高齢者比率</p> <table border="1" data-bbox="235 1061 992 1125"> <thead> <tr> <th>市町村 コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者 比率 %</th> <th>市町村 コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者 比率 %</th> <th>市町村 コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者 比率 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成 22 年	平成 27 年	備 考	人 口		2,029,064 人	1,914,039 人	国勢調査 10 月 1 日現在	世 帯 数		720,794 世帯	737,598 世帯	国勢調査 10 月 1 日現在	宅地面積		431 平方km	493 平方km	1 月 1 日現在	危険物施設数		12,650 施設	11,029 施設	3 月 31 日現在	石油 コン ピナ ート	特定事業所数	18 事業所	18 事業所	平成 29 年 4 月 1 日現在	貯蔵取扱 数量	石油	2,462 千 k l	2,248 千 k l	高圧ガス	9,826 千 N m ³ /D	8,670 千 N m ³ /D	市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %	市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %	市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %										<p>第3 本県における社会的災害要因の変化 (略)</p> <p>本県における国勢調査間の社会構造変化の比較</p> <table border="1" data-bbox="1014 766 1771 1023"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成 27 年</th> <th>令和 2 年</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">人 口</td> <td>1,914,039 人</td> <td>1,833,152 人</td> <td>国勢調査 10 月 1 日現在</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世 帯 数</td> <td>737,598 世帯</td> <td>742,911 世帯</td> <td>国勢調査 10 月 1 日現在</td> </tr> <tr> <td colspan="2">宅地面積</td> <td>493 平方km</td> <td>506 平方km</td> <td>1 月 1 日現在</td> </tr> <tr> <td colspan="2">危険物施設数</td> <td>11,029 施設</td> <td>10,310 施設</td> <td>3 月 31 日現在</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">石油 コン ピナ ート</td> <td>特定事業所数</td> <td>18 事業所</td> <td>19 事業所</td> <td>_____ 4 月 1 日現在</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貯蔵取扱 数量</td> <td>石油</td> <td>2,248 千 k l</td> <td>2,186 千 k l</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス</td> <td>8,670 千 N m³/D</td> <td>7,356 千 N m³/D</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村毎の高齢者比率</p> <table border="1" data-bbox="1014 1061 1771 1125"> <thead> <tr> <th>市町村 コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者 比率 %</th> <th>市町村 コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者 比率 %</th> <th>市町村 コード</th> <th>市町村名</th> <th>高齢者 比率 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成 27 年	令和 2 年	備 考	人 口		1,914,039 人	1,833,152 人	国勢調査 10 月 1 日現在	世 帯 数		737,598 世帯	742,911 世帯	国勢調査 10 月 1 日現在	宅地面積		493 平方km	506 平方km	1 月 1 日現在	危険物施設数		11,029 施設	10,310 施設	3 月 31 日現在	石油 コン ピナ ート	特定事業所数	18 事業所	19 事業所	_____ 4 月 1 日現在	貯蔵取扱 数量	石油	2,248 千 k l	2,186 千 k l	高圧ガス	8,670 千 N m ³ /D	7,356 千 N m ³ /D	市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %	市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %	市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %										時点修正
区 分		平成 22 年	平成 27 年	備 考																																																																																																													
人 口		2,029,064 人	1,914,039 人	国勢調査 10 月 1 日現在																																																																																																													
世 帯 数		720,794 世帯	737,598 世帯	国勢調査 10 月 1 日現在																																																																																																													
宅地面積		431 平方km	493 平方km	1 月 1 日現在																																																																																																													
危険物施設数		12,650 施設	11,029 施設	3 月 31 日現在																																																																																																													
石油 コン ピナ ート	特定事業所数	18 事業所	18 事業所	平成 29 年 4 月 1 日現在																																																																																																													
	貯蔵取扱 数量	石油	2,462 千 k l	2,248 千 k l																																																																																																													
		高圧ガス	9,826 千 N m ³ /D	8,670 千 N m ³ /D																																																																																																													
市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %	市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %	市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %																																																																																																									
区 分		平成 27 年	令和 2 年	備 考																																																																																																													
人 口		1,914,039 人	1,833,152 人	国勢調査 10 月 1 日現在																																																																																																													
世 帯 数		737,598 世帯	742,911 世帯	国勢調査 10 月 1 日現在																																																																																																													
宅地面積		493 平方km	506 平方km	1 月 1 日現在																																																																																																													
危険物施設数		11,029 施設	10,310 施設	3 月 31 日現在																																																																																																													
石油 コン ピナ ート	特定事業所数	18 事業所	19 事業所	_____ 4 月 1 日現在																																																																																																													
	貯蔵取扱 数量	石油	2,248 千 k l	2,186 千 k l																																																																																																													
		高圧ガス	8,670 千 N m ³ /D	7,356 千 N m ³ /D																																																																																																													
市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %	市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %	市町村 コード	市町村名	高齢者 比率 %																																																																																																									

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
 修正後

章-節 現行

修正理由

現行	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr><td>07201</td><td>福島市</td><td><u>31.5</u></td><td>07364</td><td>楡枝岐村</td><td>40.0</td><td>07484</td><td>塙町</td><td><u>40.5</u></td></tr> <tr><td>07202</td><td>会津若松市</td><td><u>32.5</u></td><td>07367</td><td>只見町</td><td><u>48.5</u></td><td>07485</td><td>鮫川村</td><td><u>42.6</u></td></tr> <tr><td>07203</td><td>郡山市</td><td><u>28.2</u></td><td>07368</td><td>南会津町</td><td><u>43.7</u></td><td>07501</td><td>石川町</td><td><u>39.1</u></td></tr> <tr><td>07204</td><td>いわき市</td><td><u>32.5</u></td><td>07402</td><td>北塩原村</td><td><u>40.7</u></td><td>07502</td><td>玉川村</td><td><u>33.5</u></td></tr> <tr><td>07205</td><td>白河市</td><td><u>31.4</u></td><td>07405</td><td>西会津町</td><td><u>49.0</u></td><td>07503</td><td>平田村</td><td><u>38.2</u></td></tr> <tr><td>07207</td><td>須賀川市</td><td><u>30.0</u></td><td>07407</td><td>磐梯町</td><td><u>38.8</u></td><td>07504</td><td>浅川町</td><td><u>36.2</u></td></tr> <tr><td>07208</td><td>喜多方市</td><td><u>37.9</u></td><td>07408</td><td>猪苗代町</td><td><u>41.2</u></td><td>07505</td><td>古殿町</td><td><u>42.2</u></td></tr> <tr><td>07209</td><td>相馬市</td><td><u>32.6</u></td><td>07421</td><td>会津坂下町</td><td><u>38.4</u></td><td>07521</td><td>三春町</td><td><u>36.5</u></td></tr> <tr><td>07210</td><td>二本松市</td><td><u>36.0</u></td><td>07422</td><td>湯川村</td><td><u>35.5</u></td><td>07522</td><td>小野町</td><td><u>38.5</u></td></tr> <tr><td>07211</td><td>田村市</td><td><u>37.9</u></td><td>07423</td><td>柳津町</td><td><u>47.2</u></td><td>07541</td><td>広野町</td><td><u>33.2</u></td></tr> <tr><td>07212</td><td>南相馬市</td><td><u>38.1</u></td><td>07444</td><td>三島町</td><td><u>55.3</u></td><td>07542</td><td>楡葉町</td><td><u>37.6</u></td></tr> <tr><td>07213</td><td>伊達市</td><td><u>37.1</u></td><td>07445</td><td>金山町</td><td><u>61.6</u></td><td>07543</td><td>富岡町</td><td><u>16.2</u></td></tr> <tr><td>07214</td><td>本宮市</td><td><u>29.2</u></td><td>07446</td><td>昭和村</td><td>55.7</td><td>07544</td><td>川内村</td><td><u>52.9</u></td></tr> <tr><td>07301</td><td>桑折町</td><td><u>38.5</u></td><td>07447</td><td>会津美里町</td><td><u>41.7</u></td><td>07545</td><td>大熊町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07303</td><td>国見町</td><td><u>43.6</u></td><td>07461</td><td>西郷村</td><td><u>26.3</u></td><td>07546</td><td>双葉町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07308</td><td>川俣町</td><td><u>43.9</u></td><td>07464</td><td>泉崎村</td><td><u>34.2</u></td><td>07547</td><td>浪江町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07322</td><td>大玉村</td><td><u>28.3</u></td><td>07465</td><td>中島村</td><td><u>31.8</u></td><td>07548</td><td>葛尾村</td><td><u>43.1</u></td></tr> <tr><td>07342</td><td>鏡石町</td><td><u>28.9</u></td><td>07466</td><td>矢吹町</td><td>32.6</td><td>07561</td><td>新地町</td><td><u>34.6</u></td></tr> <tr><td>07344</td><td>天栄村</td><td><u>38.6</u></td><td>07481</td><td>棚倉町</td><td>34.0</td><td>07564</td><td>飯館村</td><td><u>70.4</u></td></tr> <tr><td>07362</td><td>下郷町</td><td><u>46.8</u></td><td>07482</td><td>矢祭町</td><td><u>42.1</u></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	07201	福島市	<u>31.5</u>	07364	楡枝岐村	40.0	07484	塙町	<u>40.5</u>	07202	会津若松市	<u>32.5</u>	07367	只見町	<u>48.5</u>	07485	鮫川村	<u>42.6</u>	07203	郡山市	<u>28.2</u>	07368	南会津町	<u>43.7</u>	07501	石川町	<u>39.1</u>	07204	いわき市	<u>32.5</u>	07402	北塩原村	<u>40.7</u>	07502	玉川村	<u>33.5</u>	07205	白河市	<u>31.4</u>	07405	西会津町	<u>49.0</u>	07503	平田村	<u>38.2</u>	07207	須賀川市	<u>30.0</u>	07407	磐梯町	<u>38.8</u>	07504	浅川町	<u>36.2</u>	07208	喜多方市	<u>37.9</u>	07408	猪苗代町	<u>41.2</u>	07505	古殿町	<u>42.2</u>	07209	相馬市	<u>32.6</u>	07421	会津坂下町	<u>38.4</u>	07521	三春町	<u>36.5</u>	07210	二本松市	<u>36.0</u>	07422	湯川村	<u>35.5</u>	07522	小野町	<u>38.5</u>	07211	田村市	<u>37.9</u>	07423	柳津町	<u>47.2</u>	07541	広野町	<u>33.2</u>	07212	南相馬市	<u>38.1</u>	07444	三島町	<u>55.3</u>	07542	楡葉町	<u>37.6</u>	07213	伊達市	<u>37.1</u>	07445	金山町	<u>61.6</u>	07543	富岡町	<u>16.2</u>	07214	本宮市	<u>29.2</u>	07446	昭和村	55.7	07544	川内村	<u>52.9</u>	07301	桑折町	<u>38.5</u>	07447	会津美里町	<u>41.7</u>	07545	大熊町	-	07303	国見町	<u>43.6</u>	07461	西郷村	<u>26.3</u>	07546	双葉町	-	07308	川俣町	<u>43.9</u>	07464	泉崎村	<u>34.2</u>	07547	浪江町	-	07322	大玉村	<u>28.3</u>	07465	中島村	<u>31.8</u>	07548	葛尾村	<u>43.1</u>	07342	鏡石町	<u>28.9</u>	07466	矢吹町	32.6	07561	新地町	<u>34.6</u>	07344	天栄村	<u>38.6</u>	07481	棚倉町	34.0	07564	飯館村	<u>70.4</u>	07362	下郷町	<u>46.8</u>	07482	矢祭町	<u>42.1</u>				<table border="1"> <tr><td>07201</td><td>福島市</td><td><u>31.7</u></td><td>07364</td><td>楡枝岐村</td><td>40.0</td><td>07484</td><td>塙町</td><td><u>41.1</u></td></tr> <tr><td>07202</td><td>会津若松市</td><td><u>32.7</u></td><td>07367</td><td>只見町</td><td><u>48.9</u></td><td>07485</td><td>鮫川村</td><td><u>42.9</u></td></tr> <tr><td>07203</td><td>郡山市</td><td><u>28.4</u></td><td>07368</td><td>南会津町</td><td><u>44.4</u></td><td>07501</td><td>石川町</td><td><u>39.5</u></td></tr> <tr><td>07204</td><td>いわき市</td><td><u>32.8</u></td><td>07402</td><td>北塩原村</td><td><u>41.0</u></td><td>07502</td><td>玉川村</td><td><u>34.1</u></td></tr> <tr><td>07205</td><td>白河市</td><td><u>31.7</u></td><td>07405</td><td>西会津町</td><td><u>49.5</u></td><td>07503</td><td>平田村</td><td><u>39.0</u></td></tr> <tr><td>07207</td><td>須賀川市</td><td><u>30.3</u></td><td>07407</td><td>磐梯町</td><td><u>38.9</u></td><td>07504</td><td>浅川町</td><td><u>36.5</u></td></tr> <tr><td>07208</td><td>喜多方市</td><td><u>38.2</u></td><td>07408</td><td>猪苗代町</td><td><u>41.7</u></td><td>07505</td><td>古殿町</td><td><u>42.8</u></td></tr> <tr><td>07209</td><td>相馬市</td><td><u>32.9</u></td><td>07421</td><td>会津坂下町</td><td><u>38.6</u></td><td>07521</td><td>三春町</td><td><u>37.0</u></td></tr> <tr><td>07210</td><td>二本松市</td><td><u>36.4</u></td><td>07422</td><td>湯川村</td><td><u>35.6</u></td><td>07522</td><td>小野町</td><td><u>39.0</u></td></tr> <tr><td>07211</td><td>田村市</td><td><u>38.3</u></td><td>07423</td><td>柳津町</td><td><u>47.4</u></td><td>07541</td><td>広野町</td><td><u>33.7</u></td></tr> <tr><td>07212</td><td>南相馬市</td><td><u>38.4</u></td><td>07444</td><td>三島町</td><td><u>55.5</u></td><td>07542</td><td>楡葉町</td><td><u>38.0</u></td></tr> <tr><td>07213</td><td>伊達市</td><td><u>37.4</u></td><td>07445</td><td>金山町</td><td><u>61.5</u></td><td>07543</td><td>富岡町</td><td><u>11.9</u></td></tr> <tr><td>07214</td><td>本宮市</td><td><u>29.4</u></td><td>07446</td><td>昭和村</td><td>55.7</td><td>07544</td><td>川内村</td><td><u>53.9</u></td></tr> <tr><td>07301</td><td>桑折町</td><td><u>38.7</u></td><td>07447</td><td>会津美里町</td><td><u>42.3</u></td><td>07545</td><td>大熊町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07303</td><td>国見町</td><td><u>44.0</u></td><td>07461</td><td>西郷村</td><td><u>26.4</u></td><td>07546</td><td>双葉町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07308</td><td>川俣町</td><td><u>44.7</u></td><td>07464</td><td>泉崎村</td><td><u>34.5</u></td><td>07547</td><td>浪江町</td><td>-</td></tr> <tr><td>07322</td><td>大玉村</td><td><u>28.5</u></td><td>07465</td><td>中島村</td><td><u>32.7</u></td><td>07548</td><td>葛尾村</td><td><u>39.5</u></td></tr> <tr><td>07342</td><td>鏡石町</td><td><u>28.9</u></td><td>07466</td><td>矢吹町</td><td>32.6</td><td>07561</td><td>新地町</td><td><u>35.1</u></td></tr> <tr><td>07344</td><td>天栄村</td><td><u>38.9</u></td><td>07481</td><td>棚倉町</td><td>34.0</td><td>07564</td><td>飯館村</td><td>-</td></tr> <tr><td>07362</td><td>下郷町</td><td><u>47.5</u></td><td>07482</td><td>矢祭町</td><td><u>42.5</u></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	07201	福島市	<u>31.7</u>	07364	楡枝岐村	40.0	07484	塙町	<u>41.1</u>	07202	会津若松市	<u>32.7</u>	07367	只見町	<u>48.9</u>	07485	鮫川村	<u>42.9</u>	07203	郡山市	<u>28.4</u>	07368	南会津町	<u>44.4</u>	07501	石川町	<u>39.5</u>	07204	いわき市	<u>32.8</u>	07402	北塩原村	<u>41.0</u>	07502	玉川村	<u>34.1</u>	07205	白河市	<u>31.7</u>	07405	西会津町	<u>49.5</u>	07503	平田村	<u>39.0</u>	07207	須賀川市	<u>30.3</u>	07407	磐梯町	<u>38.9</u>	07504	浅川町	<u>36.5</u>	07208	喜多方市	<u>38.2</u>	07408	猪苗代町	<u>41.7</u>	07505	古殿町	<u>42.8</u>	07209	相馬市	<u>32.9</u>	07421	会津坂下町	<u>38.6</u>	07521	三春町	<u>37.0</u>	07210	二本松市	<u>36.4</u>	07422	湯川村	<u>35.6</u>	07522	小野町	<u>39.0</u>	07211	田村市	<u>38.3</u>	07423	柳津町	<u>47.4</u>	07541	広野町	<u>33.7</u>	07212	南相馬市	<u>38.4</u>	07444	三島町	<u>55.5</u>	07542	楡葉町	<u>38.0</u>	07213	伊達市	<u>37.4</u>	07445	金山町	<u>61.5</u>	07543	富岡町	<u>11.9</u>	07214	本宮市	<u>29.4</u>	07446	昭和村	55.7	07544	川内村	<u>53.9</u>	07301	桑折町	<u>38.7</u>	07447	会津美里町	<u>42.3</u>	07545	大熊町	-	07303	国見町	<u>44.0</u>	07461	西郷村	<u>26.4</u>	07546	双葉町	-	07308	川俣町	<u>44.7</u>	07464	泉崎村	<u>34.5</u>	07547	浪江町	-	07322	大玉村	<u>28.5</u>	07465	中島村	<u>32.7</u>	07548	葛尾村	<u>39.5</u>	07342	鏡石町	<u>28.9</u>	07466	矢吹町	32.6	07561	新地町	<u>35.1</u>	07344	天栄村	<u>38.9</u>	07481	棚倉町	34.0	07564	飯館村	-	07362	下郷町	<u>47.5</u>	07482	矢祭町	<u>42.5</u>				<p>出所) 福島県現住人口調査月報 (令和4年11月1日現在)</p> <p>※ 大熊町、双葉町及び浪江町は基礎となる令和2年国勢調査の際、原子力災害による避難指示区域であったため、算出されていない。</p> <hr/> <p>出所) 福島県現住人口調査月報 (令和5年5月1日現在)</p> <p>※ 大熊町、双葉町及び浪江町は基礎となる令和2年国勢調査の際、原子力災害による避難指示区域であったため、算出されていない。<u>また、飯館村については、年齢(3区分)別人口にマイナスとなる項目があるため、「-」表示としている。</u></p>
07201	福島市	<u>31.5</u>	07364	楡枝岐村	40.0	07484	塙町	<u>40.5</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07202	会津若松市	<u>32.5</u>	07367	只見町	<u>48.5</u>	07485	鮫川村	<u>42.6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07203	郡山市	<u>28.2</u>	07368	南会津町	<u>43.7</u>	07501	石川町	<u>39.1</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07204	いわき市	<u>32.5</u>	07402	北塩原村	<u>40.7</u>	07502	玉川村	<u>33.5</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07205	白河市	<u>31.4</u>	07405	西会津町	<u>49.0</u>	07503	平田村	<u>38.2</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07207	須賀川市	<u>30.0</u>	07407	磐梯町	<u>38.8</u>	07504	浅川町	<u>36.2</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07208	喜多方市	<u>37.9</u>	07408	猪苗代町	<u>41.2</u>	07505	古殿町	<u>42.2</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07209	相馬市	<u>32.6</u>	07421	会津坂下町	<u>38.4</u>	07521	三春町	<u>36.5</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07210	二本松市	<u>36.0</u>	07422	湯川村	<u>35.5</u>	07522	小野町	<u>38.5</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07211	田村市	<u>37.9</u>	07423	柳津町	<u>47.2</u>	07541	広野町	<u>33.2</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07212	南相馬市	<u>38.1</u>	07444	三島町	<u>55.3</u>	07542	楡葉町	<u>37.6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07213	伊達市	<u>37.1</u>	07445	金山町	<u>61.6</u>	07543	富岡町	<u>16.2</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07214	本宮市	<u>29.2</u>	07446	昭和村	55.7	07544	川内村	<u>52.9</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07301	桑折町	<u>38.5</u>	07447	会津美里町	<u>41.7</u>	07545	大熊町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07303	国見町	<u>43.6</u>	07461	西郷村	<u>26.3</u>	07546	双葉町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07308	川俣町	<u>43.9</u>	07464	泉崎村	<u>34.2</u>	07547	浪江町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07322	大玉村	<u>28.3</u>	07465	中島村	<u>31.8</u>	07548	葛尾村	<u>43.1</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07342	鏡石町	<u>28.9</u>	07466	矢吹町	32.6	07561	新地町	<u>34.6</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07344	天栄村	<u>38.6</u>	07481	棚倉町	34.0	07564	飯館村	<u>70.4</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07362	下郷町	<u>46.8</u>	07482	矢祭町	<u>42.1</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
07201	福島市	<u>31.7</u>	07364	楡枝岐村	40.0	07484	塙町	<u>41.1</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07202	会津若松市	<u>32.7</u>	07367	只見町	<u>48.9</u>	07485	鮫川村	<u>42.9</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07203	郡山市	<u>28.4</u>	07368	南会津町	<u>44.4</u>	07501	石川町	<u>39.5</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07204	いわき市	<u>32.8</u>	07402	北塩原村	<u>41.0</u>	07502	玉川村	<u>34.1</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07205	白河市	<u>31.7</u>	07405	西会津町	<u>49.5</u>	07503	平田村	<u>39.0</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07207	須賀川市	<u>30.3</u>	07407	磐梯町	<u>38.9</u>	07504	浅川町	<u>36.5</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07208	喜多方市	<u>38.2</u>	07408	猪苗代町	<u>41.7</u>	07505	古殿町	<u>42.8</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07209	相馬市	<u>32.9</u>	07421	会津坂下町	<u>38.6</u>	07521	三春町	<u>37.0</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07210	二本松市	<u>36.4</u>	07422	湯川村	<u>35.6</u>	07522	小野町	<u>39.0</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07211	田村市	<u>38.3</u>	07423	柳津町	<u>47.4</u>	07541	広野町	<u>33.7</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07212	南相馬市	<u>38.4</u>	07444	三島町	<u>55.5</u>	07542	楡葉町	<u>38.0</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07213	伊達市	<u>37.4</u>	07445	金山町	<u>61.5</u>	07543	富岡町	<u>11.9</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07214	本宮市	<u>29.4</u>	07446	昭和村	55.7	07544	川内村	<u>53.9</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07301	桑折町	<u>38.7</u>	07447	会津美里町	<u>42.3</u>	07545	大熊町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07303	国見町	<u>44.0</u>	07461	西郷村	<u>26.4</u>	07546	双葉町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07308	川俣町	<u>44.7</u>	07464	泉崎村	<u>34.5</u>	07547	浪江町	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07322	大玉村	<u>28.5</u>	07465	中島村	<u>32.7</u>	07548	葛尾村	<u>39.5</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07342	鏡石町	<u>28.9</u>	07466	矢吹町	32.6	07561	新地町	<u>35.1</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07344	天栄村	<u>38.9</u>	07481	棚倉町	34.0	07564	飯館村	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
07362	下郷町	<u>47.5</u>	07482	矢祭町	<u>42.5</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1-5	<p>第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>6 指定地方公共機関 (略)</p>	<p>第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>6 指定地方公共機関 (略)</p> <p><u>(9) (一社)福島県建設業協会</u> <u>災害時における公共施設の応急対応業務への協力</u></p>	新規指定による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2-1	<p>第1 県の防災組織 (略)</p> <p>3 福島県水防本部 (略)</p> <p>(2) 所掌事務 洪水<u> </u>又は高潮等による水災の警戒と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。 (略)</p> <p>4 福島県石油コンビナート等防災本部 (略)</p> <p>(2) 所掌事務</p>	<p>第1 県の防災組織 (略)</p> <p>3 福島県水防本部 (略)</p> <p>(2) 所掌事務 洪水、<u>津波</u>又は高潮等による水災の警戒と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。 (略)</p> <p>4 福島県石油コンビナート等防災本部 (略)</p> <p>(2) 所掌事務</p>	適正化																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	(略) エ 関係機関が _____ 防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。	(略) エ 関係機関が <u>県石油コンビナート等</u> 防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。																																											
2-1	第7 その他の防災組織 不特定多数の者を受け入れる施設、危険物施設、石油コンビナート等の施設の管理者は、消防法、石油コンビナート等 <u>の</u> 災害防止法等の各法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。	第7 その他の防災組織 不特定多数の者を受け入れる施設、危険物施設、石油コンビナート等の施設の管理者は、消防法、石油コンビナート等 <u>__</u> 災害防止法等の各法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。	適正化																																										
2-1	第9 県の各部局における平常時からの業務 (略) 3 各所属における平常時からの業務分担（各所属特定）	第9 県の各部局における平常時からの業務 (略) 3 各所属における平常時からの業務分担（各所属特定）	適正化																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所属</th> <th>業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>危機管理部</td> <td>危機管理総室</td> <td>(略) <u>21</u> その他防災対策一般に関すること。 <u>22</u> 災害時相互応援協定に関すること。 <u>23</u> 部内の配備編成計画に関すること。 <u>24</u> 災害発生時における災害復興寄付金に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>企画調整部</td> <td>企画調整総室</td> <td>(略) <u>2</u> 災害発生時における政府及び国会に対する要望<u>等並びに資料</u>の作成の<u>総合調整</u>に関すること。 <u>3</u> <u>政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関すること。</u> <u>4</u> 部内の配備編成計画の作成に関すること。 <u>5</u> 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境</td> <td>生活環境総室</td> <td>(略) <u>11</u> 緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	所属		業務分掌	(略)			危機管理部	危機管理総室	(略) <u>21</u> その他防災対策一般に関すること。 <u>22</u> 災害時相互応援協定に関すること。 <u>23</u> 部内の配備編成計画に関すること。 <u>24</u> 災害発生時における災害復興寄付金に関すること。	(略)			企画調整部	企画調整総室	(略) <u>2</u> 災害発生時における政府及び国会に対する要望 <u>等並びに資料</u> の作成の <u>総合調整</u> に関すること。 <u>3</u> <u>政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関すること。</u> <u>4</u> 部内の配備編成計画の作成に関すること。 <u>5</u> 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。	(略)			生活環境	生活環境総室	(略) <u>11</u> 緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所属</th> <th>業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>危機管理部</td> <td>危機管理総室</td> <td>(略) <u>21</u> 災害時相互応援協定に関すること。 <u>22</u> 部内の配備編成計画に関すること。 <u>23</u> 災害発生時における災害復興寄付金に関すること。 <u>24</u> その他防災対策一般に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>企画調整部</td> <td>企画調整総室</td> <td>(略) <u>2</u> 災害発生時における政府及び国会に対する要望<u>書等 _____</u>の作成<u>_____</u>に関すること。 <u>3</u> 部内の配備編成計画の作成に関すること。 <u>4</u> 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境</td> <td>生活環境総室</td> <td>(略) <u>_____</u> <u>_____</u></td> </tr> </tbody> </table>	所属		業務分掌	(略)			危機管理部	危機管理総室	(略) <u>21</u> 災害時相互応援協定に関すること。 <u>22</u> 部内の配備編成計画に関すること。 <u>23</u> 災害発生時における災害復興寄付金に関すること。 <u>24</u> その他防災対策一般に関すること。	(略)			企画調整部	企画調整総室	(略) <u>2</u> 災害発生時における政府及び国会に対する要望 <u>書等 _____</u> の作成 <u>_____</u> に関すること。 <u>3</u> 部内の配備編成計画の作成に関すること。 <u>4</u> 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。	(略)			生活環境	生活環境総室	(略) <u>_____</u> <u>_____</u>	
所属		業務分掌																																											
(略)																																													
危機管理部	危機管理総室	(略) <u>21</u> その他防災対策一般に関すること。 <u>22</u> 災害時相互応援協定に関すること。 <u>23</u> 部内の配備編成計画に関すること。 <u>24</u> 災害発生時における災害復興寄付金に関すること。																																											
(略)																																													
企画調整部	企画調整総室	(略) <u>2</u> 災害発生時における政府及び国会に対する要望 <u>等並びに資料</u> の作成の <u>総合調整</u> に関すること。 <u>3</u> <u>政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関すること。</u> <u>4</u> 部内の配備編成計画の作成に関すること。 <u>5</u> 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。																																											
(略)																																													
生活環境	生活環境総室	(略) <u>11</u> 緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。																																											
所属		業務分掌																																											
(略)																																													
危機管理部	危機管理総室	(略) <u>21</u> 災害時相互応援協定に関すること。 <u>22</u> 部内の配備編成計画に関すること。 <u>23</u> 災害発生時における災害復興寄付金に関すること。 <u>24</u> その他防災対策一般に関すること。																																											
(略)																																													
企画調整部	企画調整総室	(略) <u>2</u> 災害発生時における政府及び国会に対する要望 <u>書等 _____</u> の作成 <u>_____</u> に関すること。 <u>3</u> 部内の配備編成計画の作成に関すること。 <u>4</u> 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。																																											
(略)																																													
生活環境	生活環境総室	(略) <u>_____</u> <u>_____</u>																																											

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節	現行	修正後	修正理由
	境部	境部	
2-2	<p>第1 防災情報通信網の整備（危機管理総室） （略）</p> <p>4 防災事務連絡システム 県（危機管理総室、河川港湾総室）は、県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などを県機関、市町村及び消防機関へ配信し、災害対策に役立てる。 なお、県河川流域総合情報システムについては、令和元年東日本台風等を踏まえて、インターネットからのアクセスの改善に取り組むことに加え、土砂災害関係情報については、気象情報とともに分かりやすい表示に改善する。</p>	<p>第1 防災情報通信網の整備（危機管理総室） （略）</p> <p>4 防災事務連絡システム 県（危機管理総室_____）は、災害時に各市町村の被害情報を集約し、ホームページ及びLアラートへ情報公開を行う。 _____ _____ _____</p>	適正化
2-2	<p>第3 その他通信網の整備・活用</p> <p>1 非常通信体制の充実強化 （略）</p> <p>また、県（危機管理総室）は、（一社）日本アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定<u>レ</u>」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。</p>	<p>第3 その他通信網の整備・活用</p> <p>1 非常通信体制の充実強化 （略）</p> <p>また、県（危機管理総室）は、（一社）日本アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定<u>書</u>」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。</p>	適正化
2-3	<p>第1 気象等観測施設網 気象等観測施設の整備状況及び整備機関は次のとおりである。</p> <p>1 雨量観測<u>施設</u> （略）</p> <p>(2) 福島県 雨量観測所 105カ所（令和<u>2</u>年水防計画で、水防活動に必要なとする箇所、土木部 102カ所、農林水産部 3カ所、福島県道路公社 1カ所。）</p>	<p>第1 気象等観測施設網 気象等観測施設の整備状況及び整備機関は次のとおりである。</p> <p>1 雨量観測<u>所</u> （略）</p> <p>(2) 福島県 雨量観測所 105カ所（令和<u>5</u>年水防計画で、水防活動に必要なとする箇所、土木部 102カ所、農林水産部 3カ所_____。）</p>	適正化及び時点修正
2-4	<p>第1 水害予防対策</p> <p>本県の河川は、急流河川が多く、大雨による災害の発生の頻度が高く、流域内における都市化の急速な進展に伴い、流域の持つ保水機能が低下しており、浸水被害の増大につながるおそれがある。また、気候変動等の影響により全国で甚大な水害が全国で頻発し、本</p>	<p>第1 水害予防対策</p> <p>本県の河川は、急流河川が多く、大雨による災害の発生の頻度が高く、流域内における都市化の急速な進展に伴い、流域の持つ保水機能が低下しており、浸水被害の増大につながるおそれがある。また、気候変動等の影響により全国で甚大な水害が全国で頻発し、本</p>	時点修正および適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>県においても令和元年東日本台風_____により甚大な被害を受けて、<u>復旧工事を最優先に進めている。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 高潮・侵食等対策</p> <p>(略)</p> <p>(3)高潮ハザードマップ整備の促進</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリ_で当該施設の利用者の高潮時の円滑な高潮予報等の伝達体制を市町村地域防災計画に定めるものとする。</p>	<p>県においても令和元年東日本台風<u>や令和5年台風第13号</u>により甚大な被害を受けた。</p> <p>(略)</p> <p>3 高潮・侵食等対策</p> <p>(略)</p> <p>(3)高潮ハザードマップ整備の促進</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリ<u>等</u>で当該施設の利用者の高潮時の円滑な高潮予報等の伝達体制を市町村地域防災計画に定めるものとする。</p>	
2-4	<p>第2 土砂災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害危険箇所について</p> <p>(略)</p> <p>(2) 現状</p> <p>本県には、8,689 箇所の土砂災害危険箇所があり、これを基に土砂災害警戒区域の指定を進めているが、<u>平成28年9月30日</u>現在、指定数は<u>2,881</u> 箇所（土砂災害危険箇所総数に対して<u>33.2%</u>）となっている。</p> <p>(略)</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状</p> <p>土石流の発生の恐れのある溪流は、4,272 溪流であり、その対策として砂防えん堤等により施設整備を図っており、<u>379</u> 溪流が概成している。（<u>平成28年</u>3月31日現在）</p> <p>(略)</p> <p>4 地すべり対策</p> <p>(1) 現状</p> <p>県内の地すべり危険箇所は、国土交通省所管が 143 箇所、農林水産省所管が <u>263</u> 箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で <u>61</u> 箇</p>	<p>第2 土砂災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害危険箇所について</p> <p>(略)</p> <p>(2) 現状</p> <p>本県には、8,689 箇所の土砂災害危険箇所があり、これを基に土砂災害警戒区域の指定を進めているが、<u>令和5年6月30日</u>現在、指定数は <u>7,936</u> 箇所（土砂災害危険箇所総数に対して <u>91.3%</u>）となっている。</p> <p>(略)</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状</p> <p>土石流の発生の恐れのある溪流は、4,272 溪流であり、その対策として砂防えん堤等により施設整備を図っており、<u>409</u> 溪流が概成している。（<u>令和5年</u>3月31日現在）</p> <p>(略)</p> <p>4 地すべり対策</p> <p>(1) 現状</p> <p>県内の地すべり危険箇所は、国土交通省所管が 143 箇所、農林水産省所管が <u>204</u> 箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で <u>63</u> 箇</p>	時点修正

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

<p>所、農林水産省所管で <u>73</u> 箇所を概成している（<u>平成 28 年</u> 3 月 31 日現在）。</p> <p>（略）</p> <p>5 急傾斜地崩壊対策</p> <p>（1）現状</p> <p>県内の急傾斜地崩壊危険箇所は、4,274 箇所と数多く存在し、その対策として、法面工等による施設整備を図っており、現在 <u>420</u> 箇所を概成している（<u>平成 28 年</u> 3 月 31 日現在）。</p> <p>（略）</p> <p>6 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>（略）</p> <p><u>平成 30 年 9 月 30 日</u> 現在、土砂災害警戒区域として土石流 <u>2,391</u> 箇所、地すべり <u>74</u> 箇所、急傾斜地の崩壊 <u>1,940</u> 箇所、計 <u>4,405</u> 箇所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流 <u>1,721</u> 箇所、急傾斜地の崩壊 <u>1,918</u> 箇所、計 <u>3,639</u> 箇所を指定している。</p> <p>（略）</p> <p>9 森林整備対策</p> <p>（1）現状</p> <p>本県の森林面積は、<u>975</u> 千 ha で県土面積の約 71% を占めている。これを保有形態別にみると国有林は <u>409</u> 千 ha（41.9%）、民有林は <u>567</u> 千 ha（58.1%）である。これらの森林のもつ水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。</p> <p>（略）</p>	<p>所、農林水産省所管で <u>48</u> 箇所を概成している（<u>令和 5 年</u> 3 月 31 日現在）。</p> <p>（略）</p> <p>5 急傾斜地崩壊対策</p> <p>（1）現状</p> <p>県内の急傾斜地崩壊危険箇所は、4,274 箇所と数多く存在し、その対策として、法面工等による施設整備を図っており、現在 <u>446</u> 箇所を概成している（<u>令和 5 年</u> 3 月 31 日現在）。</p> <p>（略）</p> <p>6 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>（略）</p> <p><u>令和 5 年 6 月 30 日</u> 現在、土砂災害警戒区域として土石流 <u>3,911</u> 箇所、地すべり <u>269</u> 箇所、急傾斜地の崩壊 <u>3,756</u> 箇所、計 <u>7,936</u> 箇所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流 <u>2,949</u> 箇所、急傾斜地の崩壊 <u>3,719</u> 箇所、計 <u>6,668</u> 箇所を指定している。</p> <p>（略）</p> <p>9 森林整備対策</p> <p>（1）現状</p> <p>本県の森林面積は、<u>973</u> 千 ha で県土面積の約 71% を占めている。これを保有形態別にみると国有林は <u>408</u> 千 ha（41.9%）、民有林は <u>565</u> 千 ha（58.1%）である。これらの森林のもつ水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。</p> <p>（略）</p> <p><u>13 土砂アラート(福島県土砂災害情報システム(危険度分布))</u> <u>大雨時に土砂災害の危険度の高まりを地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして表示し、常時 10 分毎に更新される。</u> <u>大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、大雨特別警報(土砂災害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握できる。</u> <u>県内市町村を大字単位等の 562 地区に細分化して表示するほか、外国人向けに閲覧ページは日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語の 7 カ国語に対応している。また、パソコン版とスマートフォン版を用意している。</u></p>	<p>新たに運用を開始したシステムの説明を追加</p>
--	--	-----------------------------

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

2-8	別表1 緊急輸送道路 (略) (2)第2次確保路線 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 30%;">路線名</th> <th style="width: 55%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国道</td> <td style="text-align: center;">399号</td> <td>国道6号～小野四倉線 小野富岡線～国道114号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国道</td> <td style="text-align: center;">401号</td> <td>国道118号～会津坂下会津高田線</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">浅川町道</td> <td style="text-align: center;">大明塚・ 背戸谷地線</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	路線名	区間	(略)			国道	399号	国道6号～ 小野四倉線 小野富岡線 ～国道114号	(略)			国道	401号	国道118号～ 会津坂下会津高田線	(略)			浅川町道	大明塚・ 背戸谷地線		(略)			別表1 緊急輸送道路 (略) (2)第2次確保路線 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 30%;">路線名</th> <th style="width: 55%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国道</td> <td style="text-align: center;">399号</td> <td>国道6号～ 国道114号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国道</td> <td style="text-align: center;">401号</td> <td>国道118号～国道400号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">浅川町道</td> <td style="text-align: center;">大名大塚・ 背戸谷地線</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	路線名	区間	(略)			国道	399号	国道6号～ 国道114号	(略)			国道	401号	国道118号～ 国道400号	(略)			浅川町道	大名大塚・ 背戸谷地線		(略)			時点修正
種別	路線名	区間																																																	
(略)																																																			
国道	399号	国道6号～ 小野四倉線 小野富岡線 ～国道114号																																																	
(略)																																																			
国道	401号	国道118号～ 会津坂下会津高田線																																																	
(略)																																																			
浅川町道	大明塚・ 背戸谷地線																																																		
(略)																																																			
種別	路線名	区間																																																	
(略)																																																			
国道	399号	国道6号～ 国道114号																																																	
(略)																																																			
国道	401号	国道118号～ 国道400号																																																	
(略)																																																			
浅川町道	大名大塚・ 背戸谷地線																																																		
(略)																																																			
2-9	第1 避難計画の策定 (略) 1 避難指示等を発令する基準 (1) 避難指示等の判断基準の策定について (略) ウ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や 福島県土砂災害情報システム(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、市町村に対し、これらの基準並びに範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。 (略)	第1 避難計画の策定 (略) 1 避難指示等を発令する基準 (1) 避難指示等の判断基準の策定について (略) ウ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や 土砂アラート(福島県土砂災害情報システム) 等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、市町村に対し、これらの基準並びに範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。 (略)	システムの愛称決定による																																																

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	現行	修正後	修正理由
	<p>5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項 (略)</p> <p>(3) <u>衣料、日用</u>必需品の支給 (略)</p> <p>7 指定避難所の整備に関する事項 (1) 受入施設 (略)</p> <p>また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わら<u>ず</u>個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。 (略)</p> <p>8 要配慮者に対する救援措置に関する事項 (1) 情報の伝達方法 市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ<u>_____</u>、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 (2) 避難及び避難誘導 このことについては、「第2章第16節第<u>3</u>・第<u>9</u>」を参照するものとする。 (3) 避難所における配慮等 このことについては、「第2章第16節第<u>10</u> 1」を参照するものとする。 (4) 老人デイサービスセンターの活用等 このことについては、「第2章第16節第<u>10</u> 2」を参照するものとする。</p>	<p>5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項 (略)</p> <p>(3) <u>生活</u>必需品の支給 (略)</p> <p>7 指定避難所の整備に関する事項 (1) 受入施設 (略)</p> <p>また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わら<u>ず</u>個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。 (略)</p> <p>8 要配慮者に対する救援措置に関する事項 (1) 情報の伝達方法 市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ<u>(ケーブルテレビを含む)</u>、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 (2) 避難及び避難誘導 このことについては、「第2章第16節第<u>4</u>・第<u>10</u>」を参照するものとする。 (3) 避難所における配慮等 このことについては、「第2章第16節第<u>11</u> 1」を参照するものとする。 (4) 老人デイサービスセンターの活用等 このことについては、「第2章第16節第<u>11</u> 2」を参照するものとする。</p>	<p>適正化</p>
2-9	<p>第3 指定避難所の指定等 (略)</p> <p>1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定</p>	<p>第3 指定避難所の指定等 (略)</p> <p>1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定</p>	<p>適正化及び防災基本計画の修正による</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>(略)</p> <p>また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な<u>障害者</u>、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 指定した避難所の運営・管理</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u> </u> 衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器<u> </u>等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換<u> </u>に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な<u>障がい者</u>、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 指定した避難所の運営・管理</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器<u>や公衆無線LAN環境</u>等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p>	
2-9	<p>第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点</p> <p>(略)</p> <p>4 県有施設の利用</p> <p>(略)</p> <p>県（各施設管理者）は、県有施設の指定緊急避難場所・指定<u>緊急</u>避難所の指定について、可能な限り協力するものとする。</p>	<p>第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点</p> <p>(略)</p> <p>4 県有施設の利用</p> <p>(略)</p> <p>県（各施設管理者）は、県有施設の指定緊急避難場所・指定<u> </u>避難所の指定について、可能な限り協力するものとする。</p>	適正化
2-9	<p>第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定<u> </u>避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。</p>	<p>第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定<u>緊急</u>避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。</p>	適正化
2-10	<p>第1 医療（助産）救護体制の整備</p> <p>1 医療（助産）救護活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他の機関</p>	<p>第1 医療（助産）救護体制の整備</p> <p>1 医療（助産）救護活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他の機関</p>	適正化

**福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後**

章-節 現行

修正理由

	<p>ア 日本赤十字社福島県支部 日本赤十字社福島県支部は、常備救護班の編成体制及び福島赤十字病院の災害医療における機能の整備充実を図る。また、保健医療福祉調整本部に参加する体制を整備するものとする。</p>	<p>ア 日本赤十字社福島県支部 日本赤十字社福島県支部は、常備救護班の編成体制及び福島赤十字病院の災害医療における機能の整備充実を図る。また、<u>日赤災害医療コーディネートチームを編成し</u>、保健医療福祉調整本部に参加する体制を整備するものとする。</p>	
2-11	<p>(総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、警察本部、東北農政局、市町村) 【災害発生時の対応については第3章 第15節 _____ 及び第16節 _____ を参照】</p>	<p>(総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、警察本部、東北農政局、市町村) 【災害発生時の対応については第3章 第15節 <u>廃棄物処理対策</u>及び第16節 <u>救援対策</u>を参照】</p>	適正化
2-11	<p>第1 食料、生活物資等の調達及び確保 1 食料 (略) (4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。 また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。 (略) 2 生活物資 (略) (4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。 また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する</p>	<p>第1 食料、生活物資等の調達及び確保 1 食料 (略) (4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。 また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。 <u>なお、孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。</u> (略) 2 生活物資 (略) (4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。 また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する</p>	能登半島地震の課題を踏まえた修正

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。</p>	<p>市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。</p> <p><u>なお、孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。</u></p>	
2-11	<p>第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立</p> <p>1 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。</p>	<p>第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立</p> <p>1 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
2-16	<p>第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供</p> <p>市町村は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供</p> <p>市町村は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
2-16	<p>第4 個別避難計画の策定</p> <p>1 個別避難計画の作成</p> <p>市町村は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p>	<p>第4 個別避難計画の策定</p> <p>1 個別避難計画の作成</p> <p>市町村は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、被災者支援業務</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>2 個別避難計画の提供と活用</p> <p>(略)</p> <p>また、_____多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 個別避難計画の提供と活用</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>4 個別避難計画作成の支援</u></p> <p><u>県（危機管理総室、保健福祉総室）は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p>	
2-16	<p>第6 社会福祉施設等における対策</p> <p>(略)</p> <p>5 大規模停電への備え</p> <p>(略)</p> <p>また、県（生活福祉総室）は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気自動車等からの円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る期間が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第6 社会福祉施設等における対策</p> <p>(略)</p> <p>5 大規模停電への備え</p> <p>(略)</p> <p>また、県（生活福祉総室）は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等からの円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る期間が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p>	適正化
2-16	<p>第1 1 避難所における要配慮者支援</p> <p>(略)</p> <p>2 福祉避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。_____</p>	<p>第1 1 避難所における要配慮者支援</p> <p>(略)</p> <p>2 福祉避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に</u></p>	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

健福祉部及び土木部から各2名 (略)			健福祉部及び土木部から各2名 (略)			
(略)			(略)			
情報班（総員39名） (略) <構成員> 班 長：危機管理課長 副班長：県民広聴室長、企業総務課長、 <u>デジタル変革課総括主幹</u> (略)			情報班（総員39名） (略) <構成員> 班 長：危機管理課長 副班長：県民広聴室長、企業総務課長、 <u>統計課主幹</u> (略)			
(略)			(略)			
ウ ユニットリーダー及び分掌事務 (7) 総括班 (略)			ウ ユニットリーダー及び分掌事務 (7) 総括班 (略)			
ユニット	リーダー	分掌事務	ユニット	リーダー	分掌事務	
指揮調整 ユニット	災害対策 課長 消防保安 課長 危機管理 課主幹	(略) _____ _____ <u>12</u> 総括班の総括に関すること。	指揮調整 ユニット	災害対策 課長 消防保安 課長 危機管理 課主幹	(略) <u>12</u> 寄付金の受領式に関すること。 <u>13</u> 支援に対する感謝状・礼状に関する こと。 <u>14</u> 総括班の総括に関すること。	
企画調整 ユニット	企画調整 部及び病 院局の管 理職	(略) <u>2</u> 災害対応に係る市町村_からの要 望への対応の取りまとめに関するこ と。 <u>3</u> 本部長_の現地視察に関すること。 _____ _____ _____ <u>4</u> その他の災害対策への初期対応と 担当組織の調整、引継ぎに関するこ	企画調整 ユニット	企画調整 部及び病 院局の管 理職	(略) <u>2</u> 本部長等の現地視察に関すること。 <u>3</u> 災害対応に係る市町村等からの要 望への対応の取りまとめに関するこ と。 <u>4</u> 政府及び国会に対する要望書等の 作成に関すること。 <u>5</u> 政府及び国会の視察団の視察の対 応及び総合調整に関すること。 <u>6</u> 激甚災害法の各部調整に関するこ と。 <u>7</u> 企画調整班との連携に関すること。 <u>8</u> その他の災害対策への初期対応と 担当組織の調整、引継ぎに関するこ	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		と。 (略)			と。 (略)	
受援連携 ユニット	災害対策 課主幹 原子力安 全対策課 主幹	(略) 3 災害時応援協定締結団体への応援 要請_____に関すること <u>(物資班に係るものを除く。)</u> (略)	受援連携 ユニット	災害対策 課主幹 原子力安 全対策課 主幹	(略) 3 災害時応援協定締結団体への応援 要請 <u>実績のとりまとめ</u> に関すること _____。 (略)	
(略) (リ) 情報班 (略)			(略) (リ) 情報班 (略)			
ユニット	リーダー	分掌事務	ユニット	リーダー	分掌事務	
即報作成 ・広報ユ ニット	危機管理 課長 企業総務 課長 <u>デジタル 変革課総 括主幹</u>	(略)	即報作成 ・広報ユ ニット	危機管理 課長 企業総務 課長 <u>統計課主 幹</u>	(略)	
(略)			(略)			
問 <u>い</u> 合 <u>わ</u> せ対応ユ ニット	県民公聴 室長及び 生活環境 部の管理 職	(略)	問 <u>合</u> せ対応ユ ニット	県民公聴 室長及び 生活環境 部の管理 職	(略)	
(エ) 活動支援班 (略)			(エ) 活動支援班 (略)			
ユニット	リーダー	分掌事務	ユニット	リーダー	分掌事務	
安全監理 調整ユニ ット	人事課長	(略) 2 <u>県</u> 職員の安否 <u>及び県管理 施設の被害の把握と集計</u> に関するこ と。 (略)	安全監理 調整ユニ ット	人事課長	(略) 2 <u>事務局</u> 職員の安否 <u>情報</u> _____の把握 _____に 関すること。 (略)	
活動支援 ユニット	総務部及 び出納局	<u>1</u> 事務局の庶務に関すること。 <u>2</u> 事務局職員の勤務ローテーション	活動支援 ユニット	総務部及 び出納局	<u>1</u> 事務局職員の勤務ローテーション 及び勤務記録の整理に関すること。	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	の主任主査等	及び勤務記録の整理に関すること。 <u>3</u> 事務局を設置する危機管理センター内のレイアウト調整や追加執務スペースの確保に関すること。 <u>4</u> 事務局運営に必要な事務用品や食料等の確保と管理に関すること。 <u>5</u> 事務局職員に必要な宿泊先の確保に関すること。 <u>6</u> 事務局の活動に必要な車両の確保と管理に関すること。 <u>7</u> 関係機関やボランティア等の車両を含む緊急通行車両の申請手続きに関すること。		の主任主査等	<u>2</u> 事務局を設置する危機管理センター内のレイアウト調整や追加執務スペースの確保に関すること。 <u>3</u> 事務局運営に必要な事務用品や食料等の確保と管理に関すること。 <u>4</u> 事務局職員に必要な宿泊先の確保に関すること。 <u>5</u> 事務局の活動に必要な車両の確保と管理に関すること。 <u>6</u> 関係機関やボランティア等の車両を含む緊急通行車両の申請手続きに関すること。 <u>7</u> 事務局の庶務に関すること。	
(略)			(略)			
(オ) 被災者支援班 (略)			(オ) 被災者支援班 (略)			
ユニット	リーダー	分掌事務	ユニット	リーダー	分掌事務	
災害救助法ユニット	災害対策課副課長	(略) 7 建設型応急住宅の建設場所や棟数の調整に関すること。 (略)	災害救助法ユニット	災害対策課副課長	(略) 7 建設型応急住宅の建設場所や戸数の調整に関すること。 (略)	
(略)			(略)			
(カ) 物資班 (略)			(カ) 物資班 (略)			
ユニット	リーダー	分掌事務	ユニット	リーダー	分掌事務	
物資調整ユニット	商工総務課長 農林総務課長 出納総務課長	1 避難所支援物資の確保手段に係る調整に関すること。 (略)	物資調整ユニット	商工総務課長 農林総務課長 出納総務課長	1 避難所支援物資等の確保手段に係る調整に関すること。 (略)	
要請・調達ユニット	企画調整部、商工労働部及び	<u>1</u> 避難所支援物資の国や他都道府県等に対する物資の供給要請に関すること。	要請・調達ユニット	企画調整部、商工労働部及び	<u>1</u> 避難所支援一般物資の災害時応援協定締結団体からの調達に関すること。	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		農林水産部の主任主査等	<p><u>2</u> 避難所支援 物資の災害時応援協定締結団体からの調達に関すること。</p> <hr/> <p><u>3</u> 企業等からの寄付物資の受入調整に関すること。</p>			農林水産部の主任主査等	<p><u>2</u> 避難所支援物資の国 _____ に対する物資の供給要請に関すること。<u>(プッシュ型支援を含む)</u></p> <p><u>3</u> 避難所における炊き出しの実施に関すること。</p> <p><u>4</u> 燃料の確保と供給に関すること。</p> <p><u>5</u> 企業等からの寄付物資の受入調整に関すること。</p>	
輸送調整ユニット	生活環境部及び商工労働部の主任主査等	<p>1 避難所支援物資 <u>搬送</u> に係る調整に関すること。</p> <p>2 <u>搬送</u> 状況に係る情報の市町村等への伝達に関すること。</p>		輸送調整ユニット	生活環境部及び商工労働部の主任主査等	<p>1 避難所支援物資 <u>輸送</u> に係る調整に関すること。</p> <p>2 <u>輸送</u> 状況に係る情報の市町村等への伝達に関すること。</p>		
(略)			(略)			(略)		
(3) 部・班事務分掌 (略) 部・班は次に掲げる分掌事務を行うとともに、福島県行政組織規則（ <u>昭和 53 年 3 月 31 日規則第 9 号</u> ）第 10 条から 17 条に定める分掌事務にかかる被害の調査及びその応急対策・復旧対策を行う。			(3) 部・班事務分掌 (略) 部・班は次に掲げる分掌事務を行うとともに、福島県行政組織規則（ <u>平成 15 年 3 月 24 日福島県規則第 24 号</u> ）第 10 条から 17 条に定める分掌事務にかかる被害の調査及びその応急対策・復旧対策を行う。			(3) 部・班事務分掌 (略) 部・班は次に掲げる分掌事務を行うとともに、福島県行政組織規則（ <u>平成 15 年 3 月 24 日福島県規則第 24 号</u> ）第 10 条から 17 条に定める分掌事務にかかる被害の調査及びその応急対策・復旧対策を行う。		
(イ) 特定事務分掌			(イ) 特定事務分掌			(イ) 特定事務分掌		
部	班	事務分掌	担当事務局班	部	班	事務分掌	担当事務局班	
(略)			(略)			(略)		
企画調整部	企画調整班	<p>(略)</p> <p><u>3</u> 政府及び国会の視察団の視察の対応及び総合調整に関すること。</p> <p><u>4</u> 激甚災害法の各部調整に関すること。</p> <p><u>5</u> 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関すること。</p> <p><u>6</u> 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。</p>	関係班 活動支援班	企画調整部	企画調整班	<p>(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>3</u> 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。</p>	活動支援班	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

		7 部内における国、他県等からの 応援職員の把握に関すること。	総括班			4 部内における国、他県等からの 応援職員の把握に関すること。	総括班		
		8 部内他班の所掌に属しない事務 に関すること。	関係班			5 企画調整ユニットとの連携に 関すること。	関係班		
(略)				(略)					
生 活 環 境 部	生 活 環 境 班	(略)		生 活 環 境 部	生 活 環 境 班	(略)			
		9 被災地等における緊急通行車両 等の確認証明書の発行等に関する こと。	活動支援班						
		10 部内の災害対応要員の確保及び ローテーションに関すること。				9 部内の災害対応要員の確保及び ローテーションに関すること。	活動支援班		
		11 部内における国、他県等からの 応援職員の把握に関すること。	総括班			10 部内における国、他県等からの 応援職員の把握に関すること。	総括班		
		12 部内他班の所掌に属しない事務 に関すること。	関係班			11 部内他班の所掌に属しない事務 に関すること。	関係班		
(略)				(略)					
<p>(4) 災害対策地方本部組織 (略)</p> <p>ウ 災害対策地方本部事務分掌 各班（機能班及び実働班）は次に掲げる分掌事務を行うと ともに、福島県行政組織規則（昭和53年3月31日福島県規 則第9号）別表第1に定める分掌事務に係る被害の調査及び その応急対策・復旧対策を行う。なお、災害の態様、状況に 応じて、事務分掌にかかわらず、地方本部長の命ずるところ により、他班の行う事項について応援するものとする。 (略)</p> <p>10 福島県特別警戒本部 (略)</p> <p>(2) 組織 (略)</p> <p>※副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定 める規則（平成20年3月25日福島県規則第13号）に定める</p>				<p>(4) 災害対策地方本部組織 (略)</p> <p>ウ 災害対策地方本部事務分掌 各班（機能班及び実働班）は次に掲げる分掌事務を行うと ともに、福島県行政組織規則（平成15年3月24日福島県規 則第24号）別表第1に定める分掌事務に係る被害の調査及び その応急対策・復旧対策を行う。なお、災害の態様、状況に 応じて、事務分掌にかかわらず、地方本部長の命ずるところ により、他班の行う事項について応援するものとする。 (略)</p> <p>10 福島県特別警戒本部 (略)</p> <p>(2) 組織 (略)</p> <p>※副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定 める規則（平成27年3月27日福島県規則第50号）に定める順</p>					

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p><u>ワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p>(略)</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報 (略) 市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や<u>福島県土砂災害情報システム(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等</u>で確認することができる。危険な場所からの避難が<u>必要</u>とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(ウ) 顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、<u>線状</u>の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する<u>情報で、気象庁から「顕著な大雨に関する</u> <u>発表される。</u></p> <p>崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況で発表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(オ) 竜巻注意情報 (略) また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、<u>浜通り</u>)で発表される。この情報の有効期間は、発表から<u>1</u>時間である。</p> <p>(カ) 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2</p>	<p>(略)</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報 (略) 市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や<u>土砂アラート(福島県土砂災害情報システム</u> <u>)</u>の危険度分布)等で確認することができる。危険な場所からの避難する必要<u>がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(ウ) 顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、<u>線状</u>降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「<u>顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。</u></p> <p>崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 竜巻注意情報 (略) また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、<u>浜通り</u>)で発表される。この情報の有効期間は、発表から<u>約</u>1時間である。</p> <p>(カ) 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2</p>	<p>システムの愛称決定による</p> <p>適正化</p>
--	--	--	--------------------------------

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>(キ)キキクル（危険度分布）</p> <p>土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)がある。</p> <hr/> <p>(ク)流域雨量指数の予測値</p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度_____の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。_____6時間先までの<u>雨量分布</u>の予測(_____降水短時間予報等)を用いて 常時10分ごとに更新している。</p> <p>オ その他</p> <p>(略)</p> <p>(リ) 大気汚染気象通報</p> <hr/>	<p>段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>(キ)キキクル（危険度分布）</p> <p>土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)がある。</p> <p><u>(各キキクルの概要については、第3章第9節第1避難指示等の発令 【参考】キキクル(警報の危険度分布)等の概要を参照)</u></p> <p>(ク)流域雨量指数の予測値</p> <p><u>各河川</u>_____の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度<u>(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)</u>の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。<u>流域内における雨量分布の実況と</u>6時間先までの_____予測(<u>解析雨量及び降水短時間予報等</u>)を用いて 常時10分ごとに更新している。</p> <p>オ その他</p> <p>(略)</p> <p>(リ) 大気汚染気象通報</p> <p><u>大気の汚染に関連する気象の状態及び気象に関する予想を大気汚染による公害の防止措置を行っている福島県等に対して伝達される。</u></p>	<p>説明を追加</p>
--	---	---	--------------

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

<p>2 特別警報・警報・注意報等の <u>発表基準と構成</u> (略) (1) 発表基準 (略) イ 警報</p>	<p>2 特別警報・警報・注意報等の <u>概要と発表基準</u> (略) (1) 発表基準 (略) イ 警報</p>	<p>適正化</p>
<p>暴風 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 _____</p>	<p>暴風 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 <u>平均風速が、陸上 18m/s 以上（白河特別地域気象観測所 20m/s 以上）、海上 20m/s 以上</u></p>	<p>基準の変更及び適正化</p>
<p>暴風雪 雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 <u>平均風速が 18m/s（白河特別地域気象観測所 20m/s）以上</u> 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 _____</p>	<p>暴風雪 雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 _____</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 <u>平均風速が 18m/s 以上（白河特別地域気象観測所 20m/s 以上）、海上 20m/s 以上</u></p>	
<p>大雨 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 _____</p> <p>別表 1</p>	<p>大雨 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。</u></p> <p>別表 1</p>	
<p>洪水 <u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により</u>、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 _____</p> <p>別表 2</p>	<p><u>_____上流域での降雨や融雪等による河川の増水により</u>、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。</u></p> <p>別表 2</p>	
(略)		(略)
<p>高潮 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災</p>	<p>高潮 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災</p>	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	害が発生するおそれがあると予想される場合。 _____ _____ 別表 5		害が発生するおそれがあると予想される場合。 <u>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u> 別表 5	基準の変更及び適正化
(略)		(略)		
ウ 注意報		ウ 注意報		
強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 平均風速が <u>12m/s</u> (白河特別地域気象観測所 <u>14m/s</u>)以上	強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 平均風速が <u>陸上 12m/s</u> (白河特別地域気象観測所 <u>の観測値は 14m/s</u>)以上、 <u>海上 15m/s 以上</u>	
風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 平均風速が <u>12m/s</u> (白河特別地域気象観測所 <u>14m/s</u>)以上	風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 平均風速が <u>陸上 12m/s</u> (白河特別地域気象観測所 <u>の観測値は 14m/s</u>)以上、 <u>海上 15m/s 以上</u>	
大雨	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 _____ _____ 別表 3	大雨	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u> 別表 3	
洪水	<u>河川</u> の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 _____ _____ 別表 4	洪水	<u>上流域</u> での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u> 別表 4	
(略)		(略)		
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想される場合に注意を喚起するために発表される。 _____ _____ _____	高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想される場合に注意を喚起するために発表される。 <u>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル</u>	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		<p>2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>別表5</p>								
(略)		(略)									
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 _____	融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 <u>具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合に発表される。</u>								
エ 指定河川洪水予報		エ 指定河川洪水予報									
(略)		(略)									
(イ) (略) 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等 <u>は</u> 危険な場所から <u>の避難が</u> 必要 _____ とされる警戒レベル3に相当。		(イ) (略) 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等 <u>が</u> 危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。		適正化							
(ウ) (略) いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から <u>の避難が</u> 必要 _____ とされる警戒レベル4に相当。		(ウ) (略) いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。									
(エ) (略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要がある <u>ことを示す</u> 警戒レベル5に相当。		(エ) (略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が <u>あり</u> _____ 直ちに身の安全を確保する必要がある <u>とされる</u> 警戒レベル5に相当。									
(オ) 基準地点と基準水位		(オ) 基準地点と基準水位									
・阿武隈川上流		・阿武隈川上流									
観測所名	水防団待機水位(m) <u>(通報水位)</u> <u>(m)</u>	氾濫注意水位(m) <u>(警戒水位)</u> <u>(m)</u>	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) <u>(洪水特別警戒水位)</u> <u>(m)</u>	観測所名	水防団待機水位(m) _____	氾濫注意水位(m) _____	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) _____	計画高水位(m) _____	適正化
玉城橋(クマギハシ)	(略)				玉城橋(クマギハシ)	(略)				6.500	
須賀川(スガガハシ)	(略)				須賀川(スガガハシ)	(略)				7.991	
阿久津(アキツ)	(略)				阿久津(アキツ)	(略)				8.675	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

ク)	本宮(ホミヤ)				10.2	ク)	本宮(ホミヤ)				9.293
	二本松(ニホンマツ)				11.0		二本松(ニホンマツ)				13.179
	福島(フクシマ)				6.7		福島(フクシマ)				6.559
	伏黒(フククロ)				5.8		伏黒(フククロ)				7.269
・ 釈迦堂川						・ 釈迦堂川					
観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位(m))	氾濫の可能な水位(m)	観測所名	水防団待機水位(m) _____	氾濫注意水位(m) _____	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) _____	計画高水位(m)
須賀川(スガガハ)	(略)				9.0	須賀川(スガガハ)	(略)				7.991
・ 笹原川						・ 笹原川					
観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位(m))	氾濫の可能な水位(m)	観測所名	水防団待機水位(m) _____	氾濫注意水位(m) _____	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) _____	計画高水位(m)
阿久津(アキツ)	(略)				9.0	阿久津(アキツ)	(略)				8.675
・ 松川						・ 松川					
観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位(m))	氾濫の可能な水位(m)	観測所名	水防団待機水位(m) _____	氾濫注意水位(m) _____	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) _____	計画高水位(m)
福島(フクシマ)	(略)				6.7	福島(フクシマ)	(略)				6.559
・ 摺上川						・ 摺上川					
観測所名	水防団待機水位(m) (通報水位(m))	氾濫注意水位(m) (警戒水位(m))	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) (洪水特別警戒水位(m))	氾濫の可能な水位(m)	観測所名	水防団待機水位(m) _____	氾濫注意水位(m) _____	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) _____	計画高水位(m)

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

福島(フクマ)	(略)				6.7	福島(フクマ)	(略)				6.559
・ 広瀬川						・ 広瀬川					
観測所名	水防団待機水位(m) <u>(通報水位(m))</u>	氾濫注意水位(m) <u>(警戒水位(m))</u>	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) <u>(洪水特別警戒水位(m))</u>	<u>氾濫の可能性のある水位(m)</u>	観測所名	水防団待機水位(m) _____	氾濫注意水位(m) _____	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) _____	<u>計画高水位(m)</u>
伏黒(フシク)	(略)				5.8	伏黒(フシク)	(略)				7.269
・ 荒川						・ 荒川					
観測所名	水防団待機水位(m) <u>(通報水位(m))</u>	氾濫注意水位(m) <u>(警戒水位(m))</u>	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) <u>(洪水特別警戒水位(m))</u>	<u>氾濫の可能性のある水位(m)</u>	観測所名	水防団待機水位(m) _____	氾濫注意水位(m) _____	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) _____	<u>計画高水位(m)</u>
八木田(ヤギタ)	(略)				3.5	八木田(ヤギタ)	(略)				3.464
・ 阿賀川						・ 阿賀川					
観測所名	水防団待機水位(m) <u>(通報水位(m))</u>	氾濫注意水位(m) <u>(警戒水位(m))</u>	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) <u>(洪水特別警戒水位(m))</u>	<u>氾濫の可能性のある水位(m)</u>	観測所名	水防団待機水位(m) _____	氾濫注意水位(m) _____	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m) _____	<u>計画高水位(m)</u>
馬越(マコシ)	(略)				8.90	馬越(マコシ)	(略)				8.60
宮古(ミヤコ)	(略)				6.90	宮古(ミヤコ)	(略)				5.19
山科(ヤマシナ)	(略)				9.00	山科(ヤマシナ)	(略)				7.83
(略)						(略)					
<p>オ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線に到達した場合</p> <hr/> <hr/> <hr/>						<p>オ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線を超過し、土砂災害発生の危険性が高まった場合に福島県と福島地方気象台が共同で発表する。市町村単位で発表されるが、郡山市と天栄村は同一市村内で気候特性が異なることから郡山市と郡山市湖南、天栄村と天栄村湯</p>					

適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>カ 顕著な大雨に関する気象情報 _____以 下(ア)～(エ)すべての条件を満たした場合。 (略) (エ) (ア)の領域内の土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を<u>実況で超過</u> (かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上)又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を<u>実況で超過</u></p> <p>キ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合_____。</p> <p>ク 警報・注意報等の通報先の一覧 別表「_____気象情報の伝達系統図」参照 (略) (3) 地震後等の警報等暫定基準の設定 ア 暫定基準を設定する警報等 (略) なお、(ア)(イ)以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪、波、高潮などに関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準の<u>設定が考えられる</u>。</p>	<p><u>本に分割して発表される。</u></p> <p>カ 顕著な大雨に関する気象情報 <u>現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、</u>以下(ア)～(エ)すべての条件を満たした場合。 (略) (エ) (ア)の領域内の土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を_____超過 (かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上)又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を_____超過</p> <p>キ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、<u>気象庁から発表される。福島県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析された場合である。</u></p> <p>ク 警報・注意報等の通報先の一覧 別表<u>図</u>「<u>防災</u>気象情報の伝達系統図」参照 (略) (3) 地震後等の警報等暫定基準の設定 ア 暫定基準を設定する警報等 (略) なお、(ア)(イ)以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪、波、高潮などに関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準を<u>設定する場合があります。</u></p>	<p>適正化</p> <p>適正化</p> <p>適正化</p>
3-3	<p>第1 気象特別警報・警報・注意報等について (略) (別表1) 大雨警報基準</p>	<p>第1 気象特別警報・警報・注意報等について (略) (別表1) 大雨警報基準</p>	<p>時点修正</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

(別表1)大雨警報基準				令和5年6月1日現在			
市町村等 または広域圏	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等 または広域圏	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中通り北部	福島市	12	105	中通り北部	喜多方市	12	119
	伊達市	13	106		北塩原村	12	106
	会津町	15	106		西会津町	12	129
	国史町	15	105		柳津町	13	106
	川原町	15	98		碓氷町	12	92
中通り中部	郡山市	16	100	中通り中部	会津若松市	10	128
	須賀川市	11	108		郡山市湖南	11	92
	二本柳市	14	103		会津坂下町	11	127
	田村市	11	102		湯川村	11	-
	本宮市	15	106		柳津町	11	94
	大玉村	16	106		二島町	11	104
	舘岡町	15	141		郡山町	11	129
	大塚町	16	118		昭和村	9	94
	三春町	16	105		会津美里町	11	94
	小野町	16	102		天栄村湯本	12	134
	中通り南部	西河内市	19		120	中通り南部	下郷町
西郷村		19	120	増穂町	12		131
桑崎村		19	125	只見町	12		128
柳川町		19	129	南会津町	12		133
赤松町		19	120				
柳川町		19	113				
舘岡町		19	113				
舘岡町		19	113				
舘岡町		19	113				
舘岡町		19	113				
舘岡町		19	113				
舘岡町		19	113				
舘岡町		19	113				
舘岡町		19	113				
舘岡町		19	113				
舘岡町		19	113				
舘岡町		19	113				
舘岡町		19	113				
中通り北部		相馬市	14	105	中通り北部		相馬市
	南相馬市	14	129	南相馬市		14	115
	新地町	14	125	新地町		14	128
	郡山町	12	102	柳川村		12	104
中通り中部	広野町	14	117	中通り中部	広野町	14	102
	橋本町	14	164		柳川村	14	128
	高岡町	16	176		高岡町	16	145
	川内村	13	103		川内村	13	124
	大塚町	16	121		大塚町	16	132
	茨城町	16	131		茨城町	16	151
	渡立町	16	117		渡立町	16	121
中通り南部	いわき市	15	98	中通り南部	葛尾村	13	131
					いわき市	15	84

(別表1)大雨警報基準				令和5年6月1日現在					
市町村等 または広域圏	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等 または広域圏	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準		
中通り北部	福島市	12	116	中通り北部	福島市	12	116		
	伊達市	13	94		伊達市	13	94		
	会津町	15	115		会津町	15	115		
	国史町	15	120		国史町	15	120		
	川原町	15	125		川原町	15	125		
中通り中部	郡山市	16	101	中通り中部	郡山市	16	101		
	須賀川市	11	117		須賀川市	11	117		
	二本松市	14	96		二本松市	14	96		
	田村市	11	84		田村市	11	84		
	本宮市	15	110		本宮市	15	110		
	大玉村	16	107		大玉村	16	107		
	舘岡町	15	135		舘岡町	15	135		
	天栄村	16	123		天栄村	16	123		
	三春町	16	120		三春町	16	120		
	小野町	16	82		小野町	16	82		
	中通り南部	白河市	19		131	中通り南部	白河市	19	131
西郷村		19	132	西郷村	19		132		
葛崎村		19	153	葛崎村	19		153		
中島村		19	143	中島村	19		143		
矢野町		19	142	矢野町	19		142		
柳川村		19	132	柳川村	19		132		
大塚町		19	121	大塚町	19		121		
舘岡町		19	123	舘岡町	19		123		
舘岡町		19	124	舘岡町	19		124		
石川町		19	124	石川町	19		124		
玉川村		19	132	玉川村	19		132		
平田村		19	115	平田村	19		115		
湯川町		19	136	湯川町	19		136		
百太郎		19	119	百太郎	19		119		
中通り北部		相馬市	14	141	中通り北部		相馬市	14	141
		南相馬市	14	115			南相馬市	14	115
		新地町	14	128			新地町	14	128
		柳川村	12	104			柳川村	12	104
中通り中部		広野町	14	102	中通り中部		広野町	14	102
	柳川村	14	128	柳川村		14	128		
	高岡町	16	145	高岡町		16	145		
	川内村	13	124	川内村		13	124		
	大塚町	16	132	大塚町		16	132		
	茨城町	16	151	茨城町		16	151		
	渡立町	16	121	渡立町		16	121		
中通り南部	葛尾村	13	131	中通り南部	葛尾村	13	131		
	いわき市	15	84		いわき市	15	84		

(別表1)大雨警報基準				令和5年6月1日現在			
市町村等 または広域圏	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等 または広域圏	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中通り北部	喜多方市	12	68	中通り北部	喜多方市	12	68
	北塩原村	12	60		北塩原村	12	60
	西会津町	12	108		西会津町	12	108
	柳津町	13	92		柳津町	13	92
	碓氷町	12	93		碓氷町	12	93
中通り中部	会津若松市	10	92	中通り中部	会津若松市	10	92
	郡山市湖南	11	105		郡山市湖南	11	105
	会津坂下町	11	107		会津坂下町	11	107
	湯川村	11	-		湯川村	11	-
	柳津町	11	102		柳津町	11	102
	二島町	11	113		二島町	11	113
	郡山町	11	124		郡山町	11	124
	昭和村	9	110		昭和村	9	110
	会津美里町	11	100		会津美里町	11	100
	天栄村湯本	12	97		天栄村湯本	12	97
	中通り南部	下郷町	14		89	中通り南部	下郷町
増穂町		12	128	増穂町	12		128
只見町		12	141	只見町	12		141
南会津町		12	124	南会津町	12		124

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

3-3

(別表2) 洪水警報基準

(別表2) 洪水警報基準 令和4年5月20日現在

市町村等 または地方広域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*)}	指定河川洪水予報による基準	
中通り北部	福島市	楢上川流域=31.9、八景田川流域=5.7、 瀬川流域=9.7、水原川流域=9.4、 小川流域=14.7、須川流域=19.3、 胡蝶川流域=6.9	阿武隈川流域=(9.58, 4)、 碓氷川流域=(5.6, 2)	阿武隈川上流[福島・伏黒]、 荒川[八木田]	
	伊達市	楢葉川流域=8、伝種川流域=6.6、 小国川流域=11.5、吉川流域=5.9、 塩野川流域=2、山舟生川流域=9.7、 上小国川流域=7.1、大石川流域=9.9、 碓氷川流域=7.1	楢葉川流域=(6.7, 2)、 伝種川流域=(6.6, 3)、 小国川流域=(6.10, 3)、 吉川流域=(6.6, 5.9)、 阿武隈川流域=(6.59, 6)、 塩野川流域=(6.8, 2)、 碓氷川流域=(6.6, 3)	阿武隈川上流[福島・伏黒]	
	桑折町	佐久間川流域=5.1、産ヶ沢川流域=9.5	-	阿武隈川上流[伏黒]	
	国見町	滝川流域=9.1、音籠川流域=9.7、 佐久間川流域=7.1	佐久間川流域=(7.6, 3)	阿武隈川上流[伏黒]	
	川原町	伝瀬川流域=16.3、女神川流域=7.5、 三石川流域=6	-	-	
	中通り中部	郡山市	五右衛門川流域=19.3、藤田川流域=11.7、 渡瀬川流域=15.5、青川流域=5.3、 谷田川流域=19.7、黒石川流域=11.2、 内内川流域=6	五右衛門川流域=(5.19, 4)、 阿武隈川流域=(5.19, 3)、 阿武隈川流域=(5.46, 4)	阿武隈川上流[須賀川]-阿久津
		須賀川市	清川流域=13.9、釈迦堂川流域=31.7、 河瀬川流域=9.4、五右衛門川流域=12.9	釈迦堂川流域=(5.22, 3)、 阿武隈川流域=(5.46, 3)	阿武隈川上流[須賀川]
		二本松市	楢川流域=29.7、津井川流域=9.5、 杉田川流域=15.9、口太川流域=21.2、 安達太田川流域=11.1、小浜川流域=9、 菅宮川流域=9.9	楢川流域=(6.2, 7)、 小浜川流域=(6.8, 6)、 阿武隈川流域=(6.5, 1)、 菅宮川流域=(6.5, 9)	阿武隈川上流[本宮・二本松]
		田村市	大滝瀬川流域=23.8、移川流域=15.7、 牧野川流域=13.7、松山川流域=12.2、 古澤川流域=19、南川流域=10.8、 夏井川流域=10.8	-	-
		本宮市	百目川流域=7、安達太田川流域=9.7、 古澤川流域=22.7、柳川流域=4.4	五右衛門川流域=(9.18, 8)	阿武隈川上流[阿久津・本宮・二本松]
大玉村		形田川流域=14.6、百目川流域=6.5、 安達太田川流域=9.6、七瀬川流域=7	-	阿武隈川上流[本宮]	
鏡石町		釈迦堂川流域=30.1、 楢川流域=7.7、藤井川流域=19.5	-	阿武隈川上流[玉城橋]	
天栄村		菅宮川流域=25.9、電田川流域=9.2、 楢野川流域=6.9	-	-	
三春町		楢川流域=9.6、大滝瀬川流域=27.2、 八景川流域=9	楢川流域=(6.9, 8)	-	
小野町		右支夏井川流域=15.1、黒森川流域=5.1、 十石川流域=7.3、夏井川流域=19.9、 九竜滝川流域=12	-	-	
中通り南部	白河市	阿武隈川流域=32.4、谷津田川流域=9.4、 藤戸川流域=18、安武川流域=11.3、 外田川流域=21.2、藤乃川流域=15.8、 外田川流域=8.8	谷津田川流域=(8.8, 4)、 矢武川流域=(8.7, 9)	-	
	西郷村	阿武隈川流域=21.8、谷津田川流域=9.3、 楢川流域=18.3	阿武隈川流域=(7.19, 6)	-	
	桑崎村	阿武隈川流域=32.5、泉川流域=11.6	-	-	
	中島村	阿武隈川流域=39.9、泉川流域=15.9	-	-	
	矢吹町	泉川流域=15.5、藤戸川流域=19.6	阿武隈川流域=(8.37, 5)	阿武隈川上流[玉城橋]	
	柳町	社川流域=24、久慈川流域=21、 近津川流域=14.2、大塚川流域=10	-	-	
	矢野町	久慈川流域=42、矢野川流域=15.1、 小田川流域=11.9	久慈川流域=(8.37, 8)、 小田川流域=(12.10, 6)	-	
	楨町	久慈川流域=36.6、川上川流域=27.6、 渡瀬川流域=14.5、西川流域=6.2	久慈川流域=(6.32, 9)	-	
	楡川村	楡川流域=15.3、渡瀬川流域=13.2	-	-	
	石川町	阿武隈川流域=38.5、社川流域=37、 北瀬川流域=20.5、今出川流域=12.9	-	-	
土川村	泉籠川流域=10.3、 金沢川流域=7.5	阿武隈川流域=(6.42, 6)	阿武隈川上流[玉城橋・須賀川]		
平田村	北瀬川流域=16.2、平田川流域=9.8	-	-		
栗川町	社川流域=26.9、瀬川流域=9.9	-	-		
吉籠町	楡川流域=26.2、小松川流域=10.7、 太平川流域=9.9	-	-		

(別表2) 洪水警報基準

(別表2) 洪水警報基準 令和5年6月8日現在

市町村等 または地方広域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*)}	指定河川洪水予報による基準	
中通り北部	福島市	楢上川流域=35、八景田川流域=6.3、 瀬川流域=9.5、水原川流域=9.8、 小川流域=16.1、須川流域=20、 胡蝶川流域=6.9	阿武隈川流域=(9.58, 4)、 碓氷川流域=(5.6, 2)	阿武隈川上流[福島・伏黒]、 荒川[八木田]	
	伊達市	楢葉川流域=8、伝種川流域=6.6、 小国川流域=11.5、吉川流域=5.9、 塩野川流域=2、山舟生川流域=9.7、 上小国川流域=7.2、大石川流域=9.9、 碓氷川流域=7.3	楢葉川流域=(6.7, 2)、 伝種川流域=(6.6, 3)、 小国川流域=(6.10, 3)、 吉川流域=(6.6, 5.9)、 阿武隈川流域=(6.59, 6)、 塩野川流域=(6.8, 2)、 碓氷川流域=(6.6, 3)	阿武隈川上流[福島・伏黒]	
	桑折町	佐久間川流域=5.7、産ヶ沢川流域=9.4	-	阿武隈川上流[伏黒]	
	国見町	滝川流域=8.9、音籠川流域=9.8、 佐久間川流域=7.8	佐久間川流域=(7.6, 3)	阿武隈川上流[伏黒]	
	川原町	伝瀬川流域=16.3、女神川流域=7.5、 三石川流域=6.5	-	-	
	中通り中部	郡山市	五右衛門川流域=18.3、藤田川流域=12、 渡瀬川流域=15、青川流域=5.3、 谷田川流域=19.7、黒石川流域=11.7、 内内川流域=6.1	五右衛門川流域=(5.19, 4)、 阿武隈川流域=(5.19, 3)、 阿武隈川流域=(5.46, 4)	阿武隈川上流[須賀川]-阿久津
		須賀川市	清川流域=14.5、釈迦堂川流域=33.2、 河瀬川流域=9.4、五右衛門川流域=12.9、 谷田川流域=20.3、黒石川流域=11.7、 内内川流域=6.1	釈迦堂川流域=(5.22, 3)、 阿武隈川流域=(5.46, 3)	阿武隈川上流[須賀川]
		二本松市	楢川流域=29.7、津井川流域=9.5、 杉田川流域=15.9、口太川流域=21.2、 安達太田川流域=11.1、小浜川流域=9、 菅宮川流域=9.9	楢川流域=(6.2, 7)、 小浜川流域=(6.8, 6)、 阿武隈川流域=(6.5, 1)、 菅宮川流域=(6.5, 9)	阿武隈川上流[本宮・二本松]
		田村市	大滝瀬川流域=23.8、移川流域=15.7、 牧野川流域=13.7、松山川流域=12.2、 古澤川流域=19、南川流域=10.8、 夏井川流域=10.8	-	-
		本宮市	百目川流域=7.3、安達太田川流域=9.7、 古澤川流域=22.7、柳川流域=4.4	五右衛門川流域=(9.18, 8)	阿武隈川上流[阿久津・本宮・二本松]
大玉村		形田川流域=14.6、百目川流域=6.5、 安達太田川流域=9.6、七瀬川流域=7	-	阿武隈川上流[本宮]	
鏡石町		釈迦堂川流域=30.1、 楢川流域=7.7、藤井川流域=19.5	-	阿武隈川上流[玉城橋]	
天栄村		菅宮川流域=25.9、電田川流域=9.2、 楢野川流域=6.9	-	-	
三春町		楢川流域=9.6、大滝瀬川流域=27.2、 八景川流域=9	楢川流域=(6.9, 8)	-	
小野町		右支夏井川流域=15.1、黒森川流域=5.1、 十石川流域=7.3、夏井川流域=19.9、 九竜滝川流域=12	-	-	
中通り南部	白河市	阿武隈川流域=32.4、谷津田川流域=9.4、 藤戸川流域=18.6、安武川流域=11.3、 外田川流域=21.2、藤乃川流域=15.8、 外田川流域=8.8	谷津田川流域=(8.8, 4)、 矢武川流域=(8.7, 9)	-	
	西郷村	阿武隈川流域=21.8、谷津田川流域=9.3、 楢川流域=18.3	阿武隈川流域=(7.19, 6)	-	
	桑崎村	阿武隈川流域=32.5、泉川流域=11.6	-	-	
	中島村	阿武隈川流域=39.9、泉川流域=15.9	-	-	
	矢吹町	泉川流域=15.5、藤戸川流域=19.6	阿武隈川流域=(8.37, 5)	阿武隈川上流[玉城橋]	
	柳町	社川流域=24、久慈川流域=21、 近津川流域=14.2、大塚川流域=10	-	-	
	矢野町	久慈川流域=42、矢野川流域=15.1、 小田川流域=11.9	久慈川流域=(8.37, 8)、 小田川流域=(12.10, 6)	-	
	楨町	久慈川流域=36.6、川上川流域=27.6、 渡瀬川流域=14.5、西川流域=6.2	久慈川流域=(6.32, 9)	-	
	楡川村	楡川流域=15.3、渡瀬川流域=13.2	-	-	
	石川町	阿武隈川流域=38.5、社川流域=37、 北瀬川流域=20.5、今出川流域=12.9	-	-	
土川村	泉籠川流域=10.3、 金沢川流域=7.5	阿武隈川流域=(6.42, 6)	阿武隈川上流[玉城橋・須賀川]		
平田村	北瀬川流域=16.2、平田川流域=9.8	-	-		
栗川町	社川流域=26.9、瀬川流域=9.9	-	-		
吉籠町	楡川流域=26.2、小松川流域=10.9、 太平川流域=10.2	-	-		

時点修正

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

3-3

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**	指定河川洪水予報による基準	
浜通り北部	相馬市	地蔵川流域=10.0, 小黒川流域=9.3, 梅川流域=5.3, 下石川流域=12.1	梅川流域=(5, 4.7), 下石川流域=(5, 10.0), 宇多川流域=(5, 21.5)	福島県宇多川[中村]	
	南相馬市	真野川流域=20.0, 磐前川流域=6, 小黒川流域=13.2, 前川流域=6.2	小黒川流域=(7, 16.3)	福島県新田川[原町]	
	新地町	三滝川流域=5.2, 砂子田川流域=5.5, 立田川流域=6.3, 谷地田川流域=5.9, 濁川流域=4.7, 埴川流域=4.7	--	--	
	新羅村	新田川流域=11.4, 比叡川流域=12.1, 熊川流域=10.9	--	--	
	浜通り中部	広野町	北道川流域=11.9, 浅見川流域=12.3	--	--
浜通り中部	楢葉町	木戸川流域=30.6, 井出川流域=15.6	--	--	
	富岡町	富岡川流域=10.1, 紅葉川流域=11.7, 鳩川流域=9.9	--	--	
	川内村	木戸川流域=25.4, 小井川流域=16.5, 長瀬川流域=10.2	--	--	
	大船町	横川流域=21, 横川流域=10.6	--	--	
	双葉町	前田川流域=14.6, 祝川流域=4.7	前田川流域=(8, 14.2)	--	
	浪江町	高瀬川流域=34.5, 清戸川流域=9.4	清戸川流域=(8, 6)	--	
	葛尾村	葛尾川流域=12.8, 野川川流域=7.6	--	--	
	浜通り南部	いわき市	仁井田川流域=11.8, 新川流域=14.1, 好船川流域=13.5, 結川流域=6.4, 大久川流域=17.6, 津津川流域=11.6, 藤原川流域=9.7, 蛸田川流域=8.7, 三田川流域=5.2, 宮川流域=6.3, 藤子川流域=2.2	新川流域=(8, 9.3), 結川流域=(14, 39), 藤原川流域=(12, 7.2), 蛸田川流域=(8, 7.9), 宮川流域=(8, 5.6)	福島県東井川[小川・鎌田]
		会津北部	喜多方市	一ノ戸川流域=22.6, 湯川流域=21.5, 田代川流域=13, 大塩川流域=19.6, 建堂川流域=9, 境見川流域=7.9	阿賀川[馬越・宮古・山科]
			北塩原村	大塩川流域=14.5, 三ノ森川流域=6, 高瀬川流域=20.1	--
会津中部		西会津町	阿賀川流域=16.9, 菅川流域=9.3, 長谷川流域=12.2, 阿賀川流域=89.7	阿賀川流域=(6, 16), 阿賀川流域=(6, 89.2)	
		磐梯町	前川流域=5.1, 小黒川・大谷川流域=10.9, 滝沢川流域=4.5	--	
会津中部		碓氷代町	高瀬川流域=5.4, 小黒川流域=10.3, 高瀬川流域=17, 藤川流域=18.2, 大倉川流域=19.7, 高瀬川流域=8.5	小黒川流域=(5, 5.4)	--
		会津南部	会津若松市	宮川流域=24.5, 湯川流域=13.7, 厚川流域=11.2, 水玉川流域=10.0	阿賀川[馬越・宮古]
			郡山市湖南	常夏川流域=6.9, 菅川流域=8.3, 舟津川流域=15.6	--
		会津南部	会津坂下町	只見川流域=72.5, 田代川流域=8.6, 宮川流域=24.6	只見川流域=(5, 52.6), 阿賀川流域=(7, 42.4)
			湯川村	湯川流域=15.4, 田代川流域=9.2	阿賀川[馬越・宮古・山科]
	会津南部	柳津町	只見川流域=79.8, 鏡山川流域=8.4, 滝谷川流域=18.9, 電蔵川流域=5	只見川流域=(7, 47.6)	--
		三島町	只見川流域=78.2, 滝谷川流域=19.4, 大谷川流域=12.4	--	--
		金山町	只見川流域=70.9, 野尻川流域=25, 山人川流域=15.6	只見川流域=(5, 63.8)	--
		昭和村	湯谷川流域=9.1, 野尻川流域=23.6, 玉川流域=17.3, 豊沢川流域=11.1	野尻川流域=(5, 21.2), 豊沢川流域=(5, 9.9)	--
		会津美里町	宮川流域=24.6, 佐賀瀬川流域=9.6, 水玉川流域=9.9, 藤川流域=8	水玉川流域=(5, 8.9)	阿賀川[馬越]
会津南部		天栄村湯本	鶴沼川流域=23.9, 河内川流域=8.9, 赤石川流域=10.2	--	--
		下郷町	鶴沼川流域=25.3, 鶴沼川流域=13.4, 戸石川流域=7.6, 加藤谷川流域=16.7, 阿賀川流域=50.6	戸石川流域=(7, 6.8)	--
会津南部		檜枝岐村	檜枝岐川流域=22.5, 舟越川流域=14.1, 奥川流域=12.2	--	--
		只見町	只見川流域=66.4, 藤生川流域=19.3, 叶津川流域=19.2, 伊南川流域=44.1, 高谷川流域=15.3, 布戸川流域=13.2, 塩碓川流域=12.2, 田の口川流域=2.9	只見川流域=(5, 40), 叶津川流域=(5, 17.2), 高谷川流域=(5, 16.4), 塩碓川流域=(5, 10.8)	--
会津南部		南会津町	水無川流域=16.8, 松沢川流域=19, 伊南川流域=38.8, 小黒川流域=8.5, 窪川川流域=30.6, 湯ヶ崎川流域=16, 西郷川流域=14.3, 阿賀川流域=9.2	松沢川流域=(5, 19), 伊南川流域=(7, 38.5), 小黒川流域=(5, 7.6), 窪川川流域=(5, 27.5), 西郷川流域=(5, 13.5), 阿賀川流域=(5, 28.8)	--

** (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**	指定河川洪水予報による基準	
浜通り北部	相馬市	地蔵川流域=11.4, 小黒川流域=10.8, 梅川流域=5.3, 下石川流域=14.7	宇多川流域=(5, 21.6)	福島県宇多川[中村]	
	南相馬市	真野川流域=22.2, 磐前川流域=8.2, 小黒川流域=16.1, 前川流域=6.6	小黒川流域=(7, 16.2)	福島県新田川[原町]	
	新地町	三滝川流域=5.3, 砂子田川流域=6.3, 立田川流域=6.4, 谷地田川流域=5.9, 濁川流域=4.7, 埴川流域=4.7	--	--	
	飯盛村	新田川流域=11.9, 比叡川流域=12.5, 熊川流域=11.2	--	--	
	浜通り中部	広野町	北道川流域=11.9, 浅見川流域=12.4	--	--
楢葉町		木戸川流域=34.9, 井出川流域=16.2	--	--	
富岡町		富岡川流域=16.9, 紅葉川流域=12, 鳩川流域=10.1	--	--	
川内村		木戸川流域=26.2, 小井川流域=16.9, 長瀬川流域=10.4	--	--	
大船町		横川流域=21.8, 横川流域=10.9	--	--	
双葉町		前田川流域=15.1, 祝川流域=4.9	前田川流域=(8, 14.3)	--	
浪江町		高瀬川流域=35.7, 清戸川流域=9	清戸川流域=(8, 6)	--	
葛尾村		葛尾川流域=13.5, 野川川流域=7.6	--	--	
浜通り南部		いわき市	仁井田川流域=17.8, 新川流域=14.5, 好船川流域=14.5, 結川流域=7.1, 大久川流域=17.6, 津津川流域=11.7, 藤原川流域=10.1, 蛸田川流域=8.7, 三田川流域=5.2, 宮川流域=6.4, 藤子川流域=2.2	新川流域=(8, 9.3), 結川流域=(14, 35.5), 藤原川流域=(12, 7.2), 蛸田川流域=(8, 7.9), 宮川流域=(8, 40.6), 藤子川流域=(8, 5.2)	福島県東井川[小川・鎌田]
		会津北部	喜多方市	一ノ戸川流域=22.6, 湯川流域=21.5, 田代川流域=13, 大塩川流域=19.8, 建堂川流域=9, 境見川流域=7.9	阿賀川[馬越・宮古・山科]
	北塩原村		大塩川流域=14.4, 三ノ森川流域=6.4, 高瀬川流域=20.9	--	
	会津中部	西会津町	阿賀川流域=16.2, 菅川流域=9.3, 長谷川流域=12.2, 阿賀川流域=89.7	阿賀川流域=(6, 16), 阿賀川流域=(6, 89.2)	
		磐梯町	前川流域=5.1, 小黒川・大谷川流域=10.9, 滝沢川流域=4.5	--	
	会津中部	碓氷代町	高瀬川流域=5.4, 小黒川流域=10.3, 高瀬川流域=17, 藤川流域=18.8, 大倉川流域=14.9, 高瀬川流域=8.5	小黒川流域=(6, 5.5)	--
		会津南部	会津若松市	宮川流域=25.1, 湯川流域=14.1, 厚川流域=11.5, 水玉川流域=11.1	阿賀川[馬越・宮古]
			郡山市湖南	常夏川流域=7.1, 菅川流域=8.5, 舟津川流域=15.8	--
		会津南部	会津坂下町	只見川流域=72.5, 田代川流域=5.5, 宮川流域=25.2	只見川流域=(5, 52.3), 阿賀川流域=(7, 42.5)
			湯川村	湯川流域=15.4, 田代川流域=9.2	阿賀川[馬越・宮古・山科]
会津南部		柳津町	只見川流域=79.2, 鏡山川流域=8.5, 滝谷川流域=19.4, 電蔵川流域=5	只見川流域=(7, 47.7)	--
		三島町	只見川流域=78.2, 滝谷川流域=19.8, 大谷川流域=12.7	--	--
		金山町	只見川流域=84.9, 野尻川流域=25.6, 山人川流域=12.7	只見川流域=(5, 84.5)	--
		昭和村	湯谷川流域=9.1, 野尻川流域=24, 玉川流域=17.5, 豊沢川流域=11.2	野尻川流域=(5, 21.6), 豊沢川流域=(5, 10)	--
		会津美里町	宮川流域=25.2, 佐賀瀬川流域=9.7, 水玉川流域=10, 藤川流域=8.2	水玉川流域=(5, 9)	阿賀川[馬越]
	会津南部	天栄村湯本	鶴沼川流域=24.3, 河内川流域=8.9, 赤石川流域=10.1	--	--
		下郷町	鶴沼川流域=25.7, 鶴沼川流域=13.5, 戸石川流域=7.7, 加藤谷川流域=17.2, 阿賀川流域=52.4	戸石川流域=(7, 6.9)	--
	会津南部	檜枝岐村	檜枝岐川流域=22.5, 舟越川流域=14.4, 奥川流域=12.2	--	--
		只見町	只見川流域=65.4, 藤生川流域=19.3, 叶津川流域=19.2, 伊南川流域=56.7, 高谷川流域=21.9, 布戸川流域=13.3, 塩碓川流域=12.5, 田の口川流域=3.1	只見川流域=(7, 38), 叶津川流域=(7, 17.2), 伊南川流域=(7, 51), 高谷川流域=(7, 19.7), 塩碓川流域=(7, 11.2)	--
	会津南部	南会津町	水無川流域=17.7, 松沢川流域=21.2, 伊南川流域=38.8, 小黒川流域=8.9, 窪川川流域=30.5, 湯ヶ崎川流域=16.8, 西郷川流域=14.4, 阿賀川流域=33.6	松沢川流域=(5, 19), 伊南川流域=(7, 38.5), 伊南川流域=(5, 41), 西郷川流域=(5, 13.5), 阿賀川流域=(11, 26.8)	--

** (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

時点修正

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

3-3

(別表3) 大雨注意報基準

(別表3)大雨注意報基準

市町村等 または広域圏	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
中通り北部	福島市	8	72	
	伊達市	8	72	
	榛新町	8	72	
	国見町	9	72	
	川原町	7	71	
中通り中部	郡山市	8	70	
	須賀川市	8	72	
	二本松市	7	69	
	田村市	7	68	
	本宮市	8	70	
	大玉村	8	70	
	鎌石町	7	64	
	天栄村	8	70	
	三春町	8	70	
	小野町	8	69	
	中通り南部	白河市	9	75
		西郷村	9	75
		喜崎村	10	80
中島村		10	119	
矢吹町		10	94	
棚巻町		10	71	
矢野町		10	110	
福町		10	71	
鮎川村		10	71	
石川町		8	70	
玉川村		8	69	
甲田村		9	69	
浅川町		9	71	
吉敷町		9	73	
高滝川北部		相馬市	7	68
		南相馬市	9	80
		新地町	8	81
高滝川中部	新井村	7	66	
高滝川南部	広野町	10	74	
	飯塚町	10	104	
	富岡町	10	112	
	川内村	9	65	
	大新町	10	71	
	菅沼町	10	109	
	浪江町	10	74	
高滝川南部	小川町	9	66	
高滝川南部	小川町	10	84	

市町村等 または広域圏	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
会津北部	喜多方市	7	70
	北塩原村	8	67
	西会津町	8	62
	磐梯町	9	61
	猪苗代町	8	68
会津中部	会津若松市	7	60
	郡山市湖南	8	68
	会津坂下町	7	61
	湯川村	8	59
	柳津町	7	60
	二島町	8	66
	庄山町	8	62
	昭和村	8	60
	会津美里町	8	60
	大泉村	9	65
会津南部	下郷町	9	70
	檜枝岐村	8	63
	只見町	7	60
会津南部	南会津町	7	70

(別表3) 大雨注意報基準

(別表3)大雨注意報基準

市町村等 または広域圏	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
中通り北部	福島市	6	76	
	伊達市	8	62	
	榛新町	6	75	
	国見町	9	79	
	川原町	7	82	
	中通り中部	郡山市	8	66
		須賀川市	8	77
		二本松市	7	63
		田村市	7	55
		本宮市	8	72
	中通り南部	大玉村	8	70
鎌石町		7	89	
天栄村		8	81	
三春町		8	79	
小野町		8	84	
中通り南部		白河市	9	81
		西郷村	9	81
		喜崎村	10	84
		中島村	10	88
		矢吹町	10	88
		棚巻町	10	81
		矢野町	10	75
		福町	10	76
		鮎川村	10	76
		石川町	8	76
玉川村	6	81		
中通り南部	甲田村	9	71	
	浅川町	9	84	
	吉敷町	9	73	
	相馬市	7	60	
	南相馬市	9	73	
中通り南部	新地町	6	81	
	飯塚村	7	66	
	広野町	10	65	
中通り中部	飯塚町	10	81	
	富岡町	10	82	
	川内村	9	79	
	大新町	10	87	
	菅沼町	10	96	
	浪江町	10	77	
中通り南部	高滝川	9	83	
	小川町	10	53	

(別表3)大雨注意報基準

市町村等 または広域圏	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
会津北部	喜多方市	7	55
	北塩原村	8	56
	西会津町	8	68
	磐梯町	8	57
	猪苗代町	8	58
会津中部	会津若松市	7	61
	郡山市湖南	8	70
	会津坂下町	7	71
	湯川村	8	100
	柳津町	7	68
	三島町	8	75
	庄山町	6	83
	昭和村	5	73
	会津美里町	6	67
	大泉村	9	64
会津南部	下郷町	9	66
	檜枝岐村	8	85
	只見町	9	84
会津南部	南会津町	7	83

時点修正

3-3

(別表4) 洪水注意報基準

(別表4) 洪水注意報基準		令和4年5月26日現在			
市町村等を 主たる対象地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**		
中通り北部	福島市	楢上川流域=25.6, 八反田川流域=45, 楢川流域=7.9, 小川流域=7, 楢川流域=11.7, 楢川流域=15.4, 楢川流域=5.5	阿武隈川流域=(5, 49.2), 楢川流域=(5, 5.5)	阿武隈川上流(福島), 荒川(八木田)	
	伊達市	東郷川流域=6.4, 佐藤川流域=5.2, 小国川流域=9.2, 吉川流域=4.7, 楢野川流域=7.8, 山舟生川流域=7.7, 上小国川流域=5.6, 大石川流域=7.9, 楢川流域=5.6	東郷川流域=(6, 5.1), 佐藤川流域=(6, 4.2), 小国川流域=(6, 7.4), 吉川流域=(6, 4.5), 阿武隈川流域=(6, 46.4), 楢野川流域=(5, 7.3), 山舟生川流域=(6, 6.2), 上小国川流域=(6, 4.5), 大石川流域=(6, 8.3), 楢川流域=(6, 4.5)	阿武隈川上流(福島・伊達)	
	森野町	佐久間川流域=4, 産ヶ沢川流域=6.8	佐久間川流域=(5, 3.2)	阿武隈川上流(伊達)	
	国見町	滝川流域=7.2, 香瀬川流域=2.9, 佐久間川流域=6.9	滝川流域=(5, 7.2), 佐久間川流域=(7, 4.5)	阿武隈川上流(伊達)	
	川原町	三善川流域=1.3, 安神川流域=5.8, 三善川流域=4.8	-	-	
	中通り中部	郡山市	五右衛門川流域=14.6, 藤田川流域=9.3, 遠藤川流域=12, 南川流域=5, 谷田川流域=15.7, 黒石川流域=8.9, 熊川流域=4.8	五右衛門川流域=(5, 11.7), 遠藤川流域=(5, 12), 南川流域=(5, 34.9)	阿武隈川上流(須賀川・阿久津)
		須賀川市	清川流域=11.1, 新湯室川流域=25.3, 初瀬川流域=7, 江花川流域=11	清川流域=(5, 8.9), 新湯室川流域=(5, 20.1), 初瀬川流域=(5, 37)	阿武隈川上流(須賀川)
		二本松市	移川流域=23.7, 油井川流域=7.6, 杉田川流域=12.2, 口太川流域=16.9, 安達太田川流域=8.8, 小浜川流域=7.2, 菅宮川流域=5.2	移川流域=(6, 19), 安達太田川流域=(6, 7), 小浜川流域=(6, 5.8), 阿武隈川流域=(5, 27.3), 菅宮川流域=(6, 4.2)	阿武隈川上流(本宮・二本松)
		田村市	大滝瀬川流域=19, 移川流域=12.5, 牧野川流域=10.9, 松山川流域=9.7, 古瀬川流域=15.2, 南川流域=8.6, 豊井川流域=9.6	大滝瀬川流域=(6, 15.2), 牧野川流域=(5, 10.9), 南川流域=(5, 8.6)	-
		本宮市	百目川流域=5.6, 安達太良川流域=8.9, 五右衛門川流域=18.1, 仲川流域=5.1	百目川流域=(5, 5.6), 安達太良川流域=(5, 6.6), 五右衛門川流域=(5, 11.5), 阿武隈川流域=(5, 57.6)	阿武隈川上流(阿久津・本宮・二本松)
大玉村		杉田川流域=11.6, 百目川流域=5.2, 安達太良川流域=7, 七瀬川流域=5.6	阿武隈川流域=(5, 57.7)	阿武隈川上流(本宮)	
鏡石町		新湯室川流域=24, 楢川流域=1.5, 楢川流域=6.1, 藤戸川流域=1.6	-	阿武隈川上流(玉城橋)	
天栄村		新湯室川流域=20.7, 電田川流域=7.3, 楢野川流域=5.5	電田川流域=(6, 5.8), 楢野川流域=(5, 5.5)	-	
三春町		楢川流域=7.8, 大滝瀬川流域=21.7, 八島川流域=7.7	楢川流域=(6, 5.3), 八島川流域=(6, 6.2)	-	
小野町		右支夏井川流域=12, 黒森川流域=4, 十右衛門川流域=5.8, 夏井川流域=15.9, 九電滝川流域=9.6	右支夏井川流域=(5, 12), 黒森川流域=(5, 4), 十右衛門川流域=(6, 4.5), 九電滝川流域=(6, 7.7)	-	
中通り南部	白河市	阿武隈川流域=25.9, 谷津田川流域=6.6, 隈戸川流域=14.4, 矢武川流域=8.9, 社川流域=16.9, 藤乃川流域=12.6, 外瀬川流域=7	阿武隈川流域=(5, 22.4), 谷津田川流域=(8, 5.3), 隈戸川流域=(6, 5.1), 外瀬川流域=(5, 7)	-	
	西郷村	阿武隈川流域=17.4, 谷津田川流域=5.3, 堀川流域=1.9	阿武隈川流域=(5, 17.4), 谷津田川流域=(5, 5.3), 堀川流域=(5, 1.9)	-	
	泉崎村	阿武隈川流域=26, 泉川流域=9.2	-	-	
	中島村	阿武隈川流域=27.1, 泉川流域=12.6	阿武隈川流域=(5, 27.1)	-	
	矢吹町	泉川流域=12.4, 隈戸川流域=15.6	阿武隈川流域=(5, 33.3), 隈戸川流域=(6, 12.6)	阿武隈川上流(玉城橋)	
	榎倉町	社川流域=19.2, 久慈川流域=18.8, 苧瀬川流域=11.3, 大瀬川流域=8	社川流域=(7, 19.2), 久慈川流域=(5, 16.8)	-	
	矢祭町	久慈川流域=33.6, 安藤川流域=12, 小田川流域=4	久慈川流域=(5, 28.6), 小田川流域=(5, 27.2), 安藤川流域=(6, 5.1)	-	
	楨町	久慈川流域=29.7, 川上川流域=22, 鹿瀬川流域=11.6, 西川流域=4.9	久慈川流域=(5, 29.7)	-	
	鮎川村	鮎川流域=12.2, 鹿瀬川流域=10.5	鹿瀬川流域=(8, 8.4)	-	
	石川町	阿武隈川流域=29, 社川流域=25, 北瀬川流域=16.4, 今出川流域=10.3	阿武隈川流域=(8, 29.2), 社川流域=(8, 23.7), 今出川流域=(8, 8.2)	-	
玉川村	泉瀬川流域=8.2, 金波川流域=6	阿武隈川流域=(5, 38), 泉瀬川流域=(5, 8.2)	阿武隈川上流(玉城橋・須賀川)		
平田村	北瀬川流域=12.9, 平田川流域=7.8	-	-		
浅川町	社川流域=20.7, 鮎川流域=7.9	-	-		
古殿町	鮎川流域=20.1, 小松川流域=8.5, 太平川流域=7.9	鮎川流域=(7, 17.9), 太平川流域=(7, 6.9)	-		

(別表4) 洪水注意報基準

(別表4) 洪水注意報基準		令和5年6月8日現在			
市町村等を 主たる対象地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**		
中通り北部	福島市	楢上川流域=28, 八反田川流域=49, 楢川流域=7.6, 小川流域=7.1, 楢川流域=12.8, 楢川流域=16, 楢川流域=5.5	楢川流域=(5, 49.2), 阿武隈川流域=(5, 49.2), 荒川(八木田)	阿武隈川上流(福島), 荒川(八木田)	
	伊達市	東郷川流域=6.4, 佐藤川流域=5.2, 小国川流域=10.4, 吉川流域=4.4, 楢野川流域=7.2, 山舟生川流域=7.7, 上小国川流域=5.7, 大石川流域=7.9, 楢川流域=5.8	東郷川流域=(6, 4.2), 佐藤川流域=(6, 4.2), 小国川流域=(5, 10.4), 吉川流域=(6, 4.5), 阿武隈川流域=(6, 42.4), 楢野川流域=(6, 8.2), 上小国川流域=(6, 4.6), 大石川流域=(6, 8.3), 楢川流域=(6, 4.6)	阿武隈川上流(福島・伊達)	
	森野町	佐久間川流域=4.6, 産ヶ沢川流域=7.5	佐久間川流域=(5, 3.6)	阿武隈川上流(伊達)	
	国見町	滝川流域=7.1, 香瀬川流域=3, 佐久間川流域=5.6	滝川流域=(5, 7.1), 佐久間川流域=(7, 4.5)	阿武隈川上流(伊達)	
	川原町	三善川流域=14.4, 安神川流域=6.2, 三善川流域=5.2	三善川流域=(5, 14.4)	-	
	中通り中部	郡山市	五右衛門川流域=14.6, 藤田川流域=9.6, 遠藤川流域=12, 南川流域=4.9, 谷田川流域=16.2, 黒石川流域=9.3, 熊川流域=4.8	五右衛門川流域=(6, 11.7), 遠藤川流域=(5, 12), 南川流域=(5, 13), 阿武隈川流域=(6, 44.1), 熊川流域=(5, 4.8)	阿武隈川上流(須賀川・阿久津)
		須賀川市	清川流域=11.6, 新湯室川流域=26.5, 初瀬川流域=6.8, 江花川流域=11.2	清川流域=(5, 8.8), 新湯室川流域=(5, 20.2), 阿武隈川流域=(5, 43.4)	阿武隈川上流(須賀川)
		二本松市	移川流域=22.4, 油井川流域=7.7, 杉田川流域=12.5, 口太川流域=16, 安達太田川流域=8.4, 小浜川流域=7.2, 菅宮川流域=5.2	移川流域=(5, 17.9), 油井川流域=(5, 7.7), 口太川流域=(5, 12.8), 安達太田川流域=(6, 6.7), 小浜川流域=(5, 7.2), 阿武隈川流域=(5, 45.4), 菅宮川流域=(5, 4.2)	阿武隈川上流(本宮・二本松)
		田村市	大滝瀬川流域=19.9, 移川流域=13.8, 牧野川流域=11.4, 松山川流域=10.2, 古瀬川流域=15.6, 南川流域=8.8, 豊井川流域=9.6	大滝瀬川流域=(5, 19.9), 牧野川流域=(5, 11.4), 南川流域=(5, 8.8)	-
		本宮市	百目川流域=5.8, 安達太良川流域=7, 五右衛門川流域=18.6, 仲川流域=5.1	百目川流域=(5, 5.5), 安達太良川流域=(5, 6.6), 五右衛門川流域=(5, 11.5), 阿武隈川流域=(7, 49.3)	阿武隈川上流(阿久津・本宮・二本松)
大玉村		杉田川流域=12, 百目川流域=5.2, 安達太良川流域=7, 七瀬川流域=5.6	阿武隈川流域=(7, 49.3)	阿武隈川上流(本宮)	
鏡石町		新湯室川流域=24.8, 楢川流域=6.3, 藤戸川流域=1.6	阿武隈川流域=(5, 44.4)	阿武隈川上流(玉城橋)	
天栄村		新湯室川流域=20.9, 電田川流域=8, 楢野川流域=5.5	電田川流域=(5, 8), 楢野川流域=(5, 5.5)	-	
三春町		楢川流域=7.8, 大滝瀬川流域=23.6, 八島川流域=8	楢川流域=(6, 6.3), 大滝瀬川流域=(6, 18.9), 八島川流域=(6, 6.4)	-	
小野町		右支夏井川流域=11.6, 黒森川流域=4.1, 十右衛門川流域=5.8, 夏井川流域=16.4, 九電滝川流域=9.5	右支夏井川流域=(5, 11.6), 黒森川流域=(5, 4.1), 九電滝川流域=(6, 7.6)	-	
中通り南部	白河市	阿武隈川流域=25.9, 谷津田川流域=6.7, 隈戸川流域=14.8, 矢武川流域=8.9, 社川流域=17.7, 藤乃川流域=12.6, 外瀬川流域=7	阿武隈川流域=(5, 22.4), 谷津田川流域=(6, 7), 隈戸川流域=14.8, 矢武川流域=8.9, 社川流域=(7, 17.7), 藤乃川流域=12.6, 外瀬川流域=7	-	
	西郷村	阿武隈川流域=17.4, 谷津田川流域=5.3, 堀川流域=1.3	阿武隈川流域=(5, 17.4), 谷津田川流域=(5, 5.3), 堀川流域=(5, 1.3)	-	
	泉崎村	阿武隈川流域=26, 泉川流域=9.6	-	-	
	中島村	阿武隈川流域=28.1, 泉川流域=13.2	阿武隈川流域=(5, 28.1)	-	
	矢吹町	泉川流域=12.8, 隈戸川流域=15.7	阿武隈川流域=(5, 33.3), 隈戸川流域=(6, 12.8)	阿武隈川上流(玉城橋)	
	榎倉町	社川流域=19.5, 久慈川流域=18.8, 苧瀬川流域=11.3, 大瀬川流域=8	社川流域=(7, 19.5), 久慈川流域=(5, 17.4), 苧瀬川流域=(5, 11.3), 大瀬川流域=8	-	
	矢祭町	久慈川流域=33.5, 安藤川流域=12.2, 小田川流域=4	久慈川流域=(5, 28.5), 小田川流域=(5, 27.2)	-	
	楨町	久慈川流域=29.7, 川上川流域=22.3, 鹿瀬川流域=11.6, 西川流域=4.9	久慈川流域=(5, 27), 鹿瀬川流域=(8, 8.5)	-	
	鮎川村	鮎川流域=12.4, 鹿瀬川流域=10.6	鹿瀬川流域=(8, 8.5)	-	
	石川町	阿武隈川流域=29, 社川流域=31.9, 北瀬川流域=16.6, 今出川流域=10.6	阿武隈川流域=(7, 29), 社川流域=(5, 31.9), 北瀬川流域=(6, 13.3), 今出川流域=(6, 8.5)	-	
玉川村	泉瀬川流域=8.4, 金波川流域=6.1	阿武隈川流域=(5, 38), 泉瀬川流域=(5, 8.4)	阿武隈川上流(玉城橋・須賀川)		
平田村	北瀬川流域=13.2, 平田川流域=7.9	北瀬川流域=(5, 13.2), 平田川流域=(7, 6.3)	-		
浅川町	社川流域=21, 鮎川流域=8.1	社川流域=(7, 16.8)	-		
古殿町	鮎川流域=20.8, 小松川流域=8.7, 太平川流域=8.1	鮎川流域=(7, 17.8), 小松川流域=(7, 7), 太平川流域=(7, 6.5)	-		

時点修正

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

3-3

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等 またはその地域		流域雨量指標基準	複合基準 ^{※1}	令和5年6月20日現在 指定河川洪水予報に基く基準	
浜通り北部	相馬市	地蔵川流域=6, 小高川流域=6, 楸川流域=4.2, 日下石川流域=9.6	地蔵川流域=(5, 9), 小高川流域=(5, 6.8), 楸川流域=(5, 3.2), 日下石川流域=(5, 6.8), 宇多川流域=(5, 13.5)	福島県宇多川[中村]	
	南相馬市	真野川流域=23, 笹部川流域=6.4, 小高川流域=14.5, 前川流域=4.9	真野川流域=(5, 15.2), 笹部川流域=(7, 5.1), 小高川流域=(5, 10.5)	福島県新田川[原町]	
	新地町	三滝川流域=4.1, 砂子田川流域=4.4, 立田川流域=5, 谷地田川流域=4.7, 瀧川流域=3.7, 埴川流域=3.7	三滝川流域=(5, 4.1), 砂子田川流域=(5, 4.4)	—	
	飯塚村	新田川流域=9.1, 比叡川流域=9.6, 熊樋川流域=9.6	新田川流域=(5, 9.1)	—	
	赤通り中部	北迫川流域=9.5, 浅見川流域=9.8	—	—	
浜通り中部	楢葉町	木戸川流域=26.8, 井出川流域=12.4	—	—	
	富岡町	富岡川流域=14.4, 紅葉川流域=9.3, 楸川流域=7.9	富岡川流域=(8, 11.5)	—	
	川内村	木戸川流域=20.3, 小白井川流域=13.2, 長瀬川流域=8.1	木戸川流域=(5, 19.7), 小白井川流域=(5, 13.2)	—	
	大熊町	熊川流域=16.8, 境川流域=8.4	熊川流域=(5, 16.8)	—	
	双葉町	新田川流域=11.6, 荒川流域=3.7	新田川流域=(5, 11.6)	—	
	浪江町	高瀬川流域=2.7, 積戸川流域=6.7	高瀬川流域=(3, 2.7), 積戸川流域=(7, 6.4)	—	
	葛尾村	葛尾川流域=10.2, 野川川流域=5.6	野川川流域=(7, 4.5)	—	
	浜通り南部	いわき市	仁井田川流域=14.2, 新川流域=11.2, 好間川流域=14.9, 鮎川流域=36.3, 大久川流域=14, 津島川流域=9.2, 藤原川流域=7.7, 磐田川流域=6.9, 三波川流域=2.5, 宮川流域=5, 雫子川流域=1.7	仁井田川流域=(5, 14.2), 好間川流域=(5, 8.4), 好間川流域=(8, 11.6), 鮎川流域=(9, 29), 大久川流域=(5, 11.2), 津島川流域=(5, 9), 藤原川流域=(5, 6.5), 磐田川流域=(8, 5.5), 新井川流域=(9, 36), 三波川流域=(5, 2.5), 宮川流域=(5, 5), 雫子川流域=(5, 1.7)	福島県荒井川[小川・鎌田]
		会津北部	喜多方市	一ノ戸川流域=18, 瀬川流域=17.2, 田村川流域=10.4, 大塩川流域=15.8, 姥堂川流域=7.2, 境見川流域=6.3	阿賀川[宮古・山科]
			北塩原村	大塩川流域=11.5, 三ノ森川流域=5.2, 長瀬川流域=20.8	—
西会津町		奥川流域=13, 笹川流域=7.4, 長谷川流域=9.7, 阿賀川流域=71.7	奥川流域=(6, 10.4), 長谷川流域=(5, 9.8), 阿賀川流域=(5, 71.1)	—	
磐梯町		前川流域=4.1, 小原川・大谷川流域=8.7, 滝原川流域=3.6	—		
碓氷代町		高瀬川流域=4.3, 小高川流域=5.3, 長瀬川流域=25.3, 鮎川流域=14.5, 大倉川流域=15.7, 高森川流域=9.8	高瀬川流域=(6, 3.4), 小高川流域=(5, 4.4), 高森川流域=(5, 9.8)	—	
会津中部		会津若松市	宮川流域=19.6, 湯川流域=10.9, 原川流域=8.9, 水玉川流域=5.8	宮川流域=(5, 19.6), 水玉川流域=(5, 5.8)	阿賀川[馬越・宮古]
		郡山市湖南	常葉川流域=6.5, 菅川流域=6.6, 母津川流域=12.4	—	
		会津坂下町	只見川流域=58, 田代川流域=4.4, 宮川流域=19.6	只見川流域=(5, 47.8), 宮川流域=(5, 19.6), 阿賀川流域=(6, 37)	阿賀川[宮古・山科]
		湯川村	湯川流域=12.3, 旧湯川流域=7.3	—	阿賀川[宮古]
	榊原町	只見川流域=6.3, 飯山川流域=6.7, 滝谷川流域=15.1, 電蔵川流域=4	只見川流域=(5, 42.8), 滝谷川流域=(5, 15.1), 電蔵川流域=(5, 4)	—	
	三島町	只見川流域=62.5, 滝谷川流域=15.5, 大谷川流域=9.9	只見川流域=(5, 50), 大谷川流域=(5, 7.9)	—	
	金山町	只見川流域=7.7, 野尻川流域=20, 山入川流域=10	只見川流域=(5, 56.7), 山入川流域=(5, 10)	—	
	昭和村	滝谷川流域=7.2, 野尻川流域=18.8, 玉川流域=13.8, 見沢川流域=8.8	滝谷川流域=(6, 6.8), 野尻川流域=(5, 15), 見沢川流域=(5, 7)	—	
	会津美里町	宮川流域=19.6, 佐賀川流域=7.6, 水玉川流域=5.9, 藤川流域=4.4	宮川流域=(5, 19.6), 水玉川流域=(5, 5.9), 藤川流域=(5, 5.1)	阿賀川[馬越]	

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等 またはその地域		流域雨量指標基準	複合基準 ^{※1}	令和5年6月8日現在 指定河川洪水予報に基く基準	
浜通り北部	相馬市	地蔵川流域=9.1, 小高川流域=6.8, 楸川流域=4.2, 日下石川流域=11.7	地蔵川流域=(5, 9.1), 小高川流域=(5, 6.8), 楸川流域=(5, 3.1), 日下石川流域=(5, 6.5), 宇多川流域=(5, 19.4)	福島県宇多川[中村]	
	南相馬市	真野川流域=23.7, 笹部川流域=6.5, 小高川流域=14.4, 前川流域=5.2	真野川流域=(5, 15.7), 笹部川流域=(7, 5.2), 小高川流域=(5, 10.4)	福島県新田川[原町]	
	新地町	三滝川流域=4.7, 砂子田川流域=4.9, 立田川流域=5.1, 谷地田川流域=4.7, 瀧川流域=3.8, 埴川流域=3.8	三滝川流域=(5, 4.6), 立田川流域=(5, 4.8), 砂子田川流域=(5, 4.8), 瀧川流域=(5, 3.1)	—	
	飯塚村	新田川流域=9.5, 比叡川流域=10, 熊樋川流域=9.9	新田川流域=(5, 9.5)	—	
	赤通り中部	北迫川流域=9.5, 浅見川流域=9.9	—	—	
浜通り中部	楢葉町	木戸川流域=27.8, 井出川流域=12.9	—	—	
	富岡町	富岡川流域=15.1, 紅葉川流域=9.6, 楸川流域=8	富岡川流域=(8, 12.1)	—	
	川内村	木戸川流域=20.9, 小白井川流域=13.5, 長瀬川流域=8.2	木戸川流域=(5, 19.7), 小白井川流域=(5, 13.5)	—	
	大熊町	熊川流域=17.4, 境川流域=8.7	熊川流域=(5, 17.4)	—	
	双葉町	新田川流域=12, 荒川流域=3.9	新田川流域=(5, 12)	—	
	浪江町	高瀬川流域=28.5, 積戸川流域=7.2	高瀬川流域=(8, 22.8), 積戸川流域=(7, 5.4)	—	
	葛尾村	葛尾川流域=10.8, 野川川流域=5.8	野川川流域=(7, 4.8)	—	
	浜通り南部	いわき市	仁井田川流域=14.2, 新川流域=11.6, 好間川流域=16.4, 鮎川流域=37.6, 大久川流域=14, 津津川流域=9.3, 藤原川流域=6, 磐田川流域=6.9, 三波川流域=2.5, 宮川流域=5.1, 雫子川流域=1.7	仁井田川流域=(5, 14.2), 好間川流域=(5, 8.4), 好間川流域=(8, 11.6), 鮎川流域=(9, 29), 大久川流域=(5, 11.2), 津津川流域=(5, 9), 藤原川流域=(5, 6.5), 磐田川流域=(8, 5.5), 新井川流域=(9, 36), 三波川流域=(5, 2.5), 宮川流域=(5, 5.1), 雫子川流域=(5, 1.7)	福島県荒井川[小川・鎌田]
		会津北部	喜多方市	一ノ戸川流域=18, 瀬川流域=17.2, 田村川流域=10.4, 大塩川流域=15.8, 姥堂川流域=7.2, 境見川流域=6.3	阿賀川[宮古・山科]
			北塩原村	大塩川流域=11.5, 三ノ森川流域=5.1, 長瀬川流域=21.9	—
西会津町		奥川流域=12.9, 笹川流域=7.4, 長谷川流域=9.7, 阿賀川流域=71.7	奥川流域=(6, 10.3), 長谷川流域=(5, 9.8), 阿賀川流域=(5, 71.1)	—	
磐梯町		前川流域=4.1, 小原川・大谷川流域=8.7, 滝原川流域=3.6	—		
碓氷代町		高瀬川流域=4.3, 小高川流域=4.4, 長瀬川流域=28.4, 鮎川流域=15, 大倉川流域=11.9, 高森川流域=9.8	高瀬川流域=(6, 10.3), 小高川流域=(5, 4.3), 高森川流域=(5, 6.8)	—	
会津中部		会津若松市	宮川流域=20, 湯川流域=11.2, 原川流域=9.2, 水玉川流域=5.8, 舟津川流域=12.6	宮川流域=(6, 16), 水玉川流域=(6, 5.7)	阿賀川[馬越・宮古]
		郡山市湖南	常葉川流域=6.5, 菅川流域=6.6, 母津川流域=12.4	—	
		会津坂下町	只見川流域=58, 田代川流域=4.4, 宮川流域=20.1	只見川流域=(5, 47.1), 宮川流域=(5, 20.1), 阿賀川流域=(6, 38.3)	阿賀川[宮古・山科]
		湯川村	湯川流域=12.3, 旧湯川流域=7.3	—	阿賀川[宮古]
	榊原町	只見川流域=63.3, 飯山川流域=6.8, 滝谷川流域=15.5, 電蔵川流域=4	只見川流域=(6, 42.8), 滝谷川流域=(5, 15.5), 電蔵川流域=(5, 4)	—	
	三島町	只見川流域=62.5, 滝谷川流域=15.8, 大谷川流域=10.1	只見川流域=(7, 47.5), 大谷川流域=(7, 10.1)	—	
	金山町	只見川流域=67.8, 野尻川流域=20.4, 山入川流域=10.1	只見川流域=(5, 67.8), 山入川流域=(5, 8.1)	—	
	昭和村	滝谷川流域=7.2, 野尻川流域=19.2, 玉川流域=14, 見沢川流域=8.9	滝谷川流域=(5, 5.8), 野尻川流域=(5, 15.4), 見沢川流域=(5, 7.1)	—	
	会津美里町	宮川流域=20.1, 佐賀川流域=7.7, 水玉川流域=5.8, 藤川流域=4.4	宮川流域=(5, 20.1), 水玉川流域=(5, 5.8), 藤川流域=(5, 5.2)	阿賀川[馬越]	

時点修正

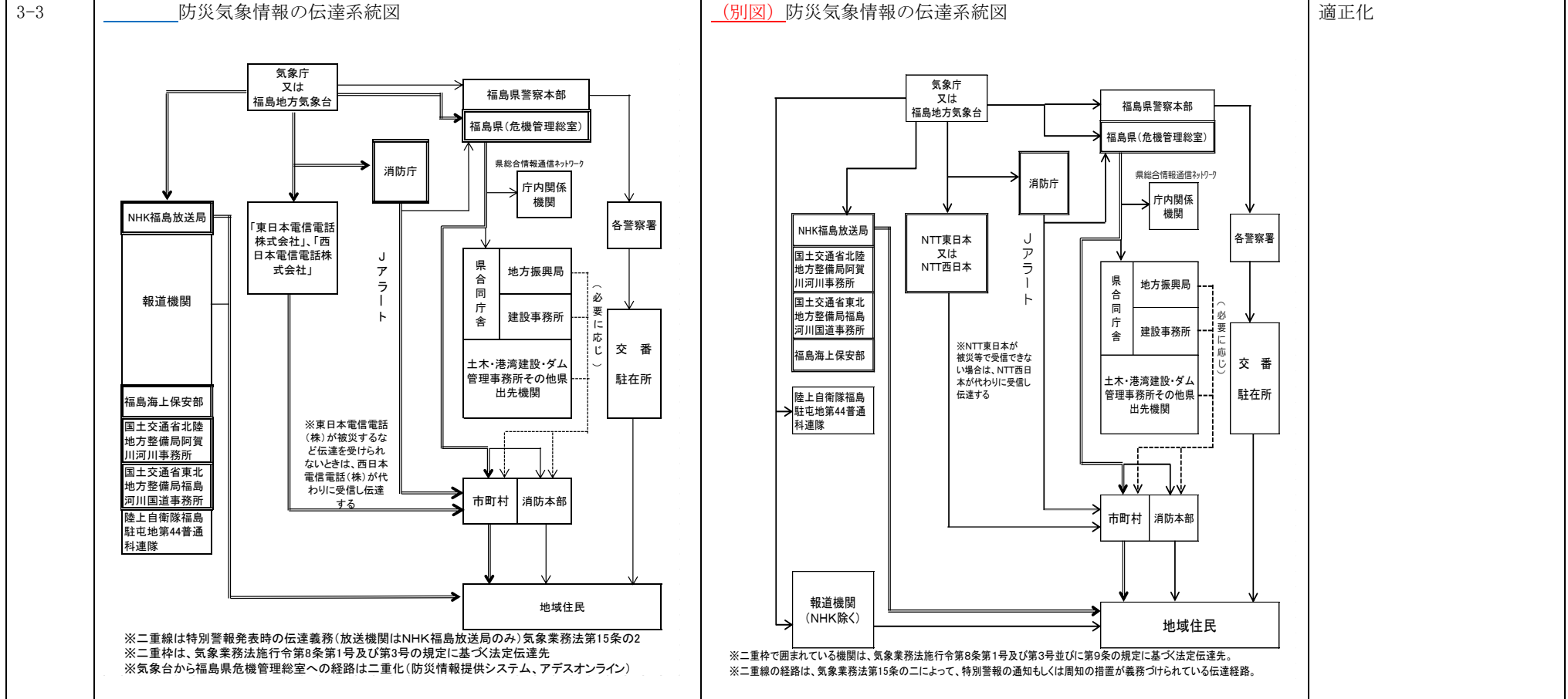
福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

3-3	市町村等を定めた地域	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準	市町村等を定めた地域	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準	時点修正
	会津南部	天栄村基本 鶴沼川流域=19.1、河内川流域=7.1、赤石川流域=9.1	鶴沼川流域(7, 17.3)	-	会津南部	天栄村基本 鶴沼川流域=19.4、河内川流域=7.1、赤石川流域=6.4	鶴沼川流域(7, 17.4)	-	
	下郷町	鶴沼川流域=20.2、巖倉川流域=10.7、戸石川流域=6、加藤谷川流域=19.9、阿賀川流域=40.4	戸石川流域(7, 6)	-	下郷町	鶴沼川流域=20.5、巖倉川流域=10.8、戸石川流域=6.1、加藤谷川流域=13.7、阿賀川流域=41.9	戸石川流域(7, 6.1)	-	
	楢枝坂村	楢枝坂川流域=16、舟越川流域=11.2、栗川流域=9.7	-	-	楢枝坂村	楢枝坂川流域=18、舟越川流域=11.5	-	-	
	只見町	只見川流域=42.3、蒲生川流域=15.4、伊南川流域=19.3、伊南川流域=43.2、葉谷川流域=14.6、布沢川流域=10.5、塩碓川流域=9.7、田の口沢川流域=2.3	只見川流域(5, 36)、伊南川流域(5, 15.3)、葉谷川流域(5, 28.7)、布沢川流域(5, 8.4)、塩碓川流域(5, 7.8)、田の口沢川流域(5, 2.3)	-	只見町	只見川流域=52.3、蒲生川流域=15.4、伊南川流域=15.3、伊南川流域=45.3、葉谷川流域=17.5、布沢川流域=10.6、塩碓川流域=10、田の口沢川流域=2.4	只見川流域(5, 34.2)、伊南川流域(5, 15.3)、伊南川流域(5, 28.8)、葉谷川流域(5, 17.5)、布沢川流域(7, 10.6)、塩碓川流域(7, 8)、田の口沢川流域(7, 1.8)	-	
	南会津町	水無川流域=13.4、松沢川流域=15.2、伊南川流域=31、小鷹川流域=9.5、窪岩川流域=24.4、湯ノ楯川流域=12.8、西根川流域=11.4、阿賀川流域=23.3	伊南川流域(5, 24.9)、小鷹川流域(5, 6.4)、窪岩川流域(5, 19.5)、湯ノ楯川流域(5, 10.2)、西根川流域(5, 11.4)、阿賀川流域(5, 18.1)	-	南会津町	水無川流域=14.1、松沢川流域=16.9、伊南川流域=31、小鷹川流域=7.1、窪岩川流域=24.4、湯ノ楯川流域=13.4、西根川流域=11.5、阿賀川流域=26.8	松沢川流域(5, 15.2)、伊南川流域(5, 24.9)、小鷹川流域(5, 5.7)、窪岩川流域(5, 19.5)、湯ノ楯川流域(5, 13.4)、西根川流域(5, 11.5)、阿賀川流域(5, 18)	-	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。



福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節	現行	修正後	修正理由
3-4	<p>第1 通信手段の確保 (略)</p> <p>3 各種通信施設の利用 (略)</p> <p>(3) 警察通信設備の利用 県（災害対策本部活動支援班）は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の利用」に関する協定書」（昭和39年5月28日締結）により、加入電話及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときは、警察通信設備を利用する。 (略)</p> <p>(5) 放送機関への放送要請 県（知事公室班）は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送に関する協定書」により、加入電話及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。</p>	<p>第1 通信手段の確保 (略)</p> <p>3 各種通信施設の利用 (略)</p> <p>(3) 警察通信設備の利用 県（災害対策本部活動支援班）は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等」に関する協定書」（昭和39年5月28日締結）により、加入電話及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときは、警察通信設備を利用する。 (略)</p> <p>(5) 放送機関への放送要請 県（知事公室班）は、「災害対策基本法第57条の規定による」放送に関する協定書により、加入電話及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。</p>	適正化
3-5	<p>第2 国に対する応援要請 (略)</p> <p>3 職員応援派遣要請手続き (略)</p> <p>なお、県又は市町村は、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。</p>	<p>第2 国に対する応援要請 (略)</p> <p>3 職員応援派遣要請手続き (略)</p> <p>なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。</p>	適正化
3-5	<p>第4 他都道府県に対する応援要請</p> <p>1 知事の応援要請 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>なお、北海道東北地方知事会（北海道及び東北8道県）以外のブロック知事会を構成する都府県に広域応援を要請する場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて要請できることになっている。</p>	<p>第4 他都道府県に対する応援要請</p> <p>1 知事の応援要請 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>なお、北海道東北地方知事会（北海道及び東北8道県）以外のブロック知事会を構成する都府県に広域応援を要請する場合には、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて要請できることになっている。</p>	適正化
3-5	<p>第5 県と防災関係機関との事前協議 (略)</p> <p>2 日本放送協会、民間放送局各社及び新聞社との協定</p>	<p>第5 県と防災関係機関との事前協議 (略)</p> <p>2 日本放送協会、民間放送局各社及び新聞社との協定</p>	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節	現行	修正後	修正理由
	<p>(略)</p> <p>(2) 「災害時等における報道要請に関する協定」 災害時等において被害の拡大の防止等を図るため、報道の要請を行うこととなっている。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 「災害時__における報道要請に関する協定」 災害時等において被害の拡大の防止等を図るため、報道の要請を行うこととなっている。</p>	
3-6	<p>第1 県の広報活動</p> <p>(略)</p> <p>3 広報の方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) 報道機関との協定 県（危機管理総室）は、__災害対策基本法第57条の規定に<u>基づき「災害時における放送要請に関する協定__」</u>を放送機関と協定している。 また、県（危機管理総室、警察本部）は、災害時等における被害の拡大の防止等を図るため、「災害時等における報道要請に関する協定」を新聞社と協定している。</p>	<p>第1 県の広報活動</p> <p>(略)</p> <p>3 広報の方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) 報道機関との協定 県（危機管理総室）は、<u>「災害対策基本法第57条の規定に<u>よる</u>_____放送_____に関する協定<u>書</u>」</u>を放送機関と協定している。 また、県（危機管理総室、警察本部）は、災害時等における被害の拡大の防止等を図るため、「災害時__における報道要請に関する協定」を新聞社と協定している。</p>	適正化
3-8	<p>第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲</p> <p>(略)</p> <p>2 災害派遣要請の範囲</p> <p>(略)</p> <p>【具体的な要請例】</p> <p>(略)</p> <p>c 居住地域に重大な被害をもたらす火山活動の恐れが高く切迫した状態で、噴火警報（レベル5「避難」又はレベル4「<u>避難準備_____</u>」）が発令された場合で、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。</p>	<p>第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲</p> <p>(略)</p> <p>2 災害派遣要請の範囲</p> <p>(略)</p> <p>【具体的な要請例】</p> <p>(略)</p> <p>c 居住地域に重大な被害をもたらす火山活動の恐れが高く切迫した状態で、噴火警報（レベル5「避難」又はレベル4「<u>高齢者等避難</u>」）が発令された場合で、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。</p>	適正化
3-8	<p>第2 災害派遣要請</p> <p>1 災害派遣要請者 福島県知事 知事（災害対策本部総括班）は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から<u>から</u>、自衛隊の災害派遣要請の必要性を判断し、必要があれば、直ちに派遣要請するものとする。</p>	<p>第2 災害派遣要請</p> <p>1 災害派遣要請者 福島県知事 知事（災害対策本部総括班）は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から<u>_____</u>、自衛隊の災害派遣要請の必要性を判断し、必要があれば、直ちに派遣要請するものとする。</p>	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

3-9	第1 避難指示等の発令 (略) 1 避難の実施機関 (1) 実施の責任者及び基準 (略)	第1 避難指示等の発令 (略) 1 避難の実施機関 (1) 実施の責任者及び基準 (略)	適正化																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項 区分</th> <th>実施責任者</th> <th>措 置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の 指示等 (警戒 レベル 4)</td> <td>市町村長 (災害対策 基本法第60 条)</td> <td>立退き及び立 退き先の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生す るおそれがある場合にお いて、<u>急を要すると認めら れるとき。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の 指示等 (警戒 レベル 4)</td> <td>知事及びそ の命を受け た職員又は 水防管理者 (水防法第 29条)</td> <td>立退きの指示</td> <td>洪水_____又は 高潮の氾濫により著しい 危険が切迫していると認 められるとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)</td> <td>市町村長 (災害対策 基本法第60 条)</td> <td>高所への移動、 近傍の堅固な 建物への<u>待避</u> 等緊急安全確 保措置</td> <td>災害が発生し、又はまさに 発生しようとしている場 合において、立退きを行う ことがかえって危険であ り、緊急を要すると認めら れるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	事項 区分		実施責任者	措 置	実施の基準	(略)				避難の 指示等 (警戒 レベル 4)	市町村長 (災害対策 基本法第60 条)	立退き及び立 退き先の指示	災害が発生し、又は発生す るおそれがある場合にお いて、 <u>急を要すると認めら れるとき。</u>	(略)				避難の 指示等 (警戒 レベル 4)	知事及びそ の命を受け た職員又は 水防管理者 (水防法第 29条)	立退きの指示	洪水_____又は 高潮の氾濫により著しい 危険が切迫していると認 められるとき。	(略)				緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)	市町村長 (災害対策 基本法第60 条)	高所への移動、 近傍の堅固な 建物への <u>待避</u> 等緊急安全確 保措置	災害が発生し、又はまさに 発生しようとしている場 合において、立退きを行う ことがかえって危険であ り、緊急を要すると認めら れるとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項 区分</th> <th>実施責任者</th> <th>措 置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の 指示等 (警戒 レベル 4)</td> <td>市町村長 (災害対策 基本法第60 条)</td> <td>立退き及び立 退き先の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合に おいて、<u>人の生命又は身体 を災害から保護し、その他 災害の拡大を防止するた め特に必要があると認め るとき。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の 指示等 (警戒 レベル 4)</td> <td>知事及びそ の命を受け た職員又は 水防管理者 (水防法第 29条)</td> <td>立退きの指示</td> <td>洪水、<u>雨水出水、津波</u>又は 高潮の氾濫により著しい 危険が切迫していると認 められるとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)</td> <td>市町村長 (災害対策 基本法第60 条)</td> <td>高所への移動、 近傍の堅固な 建物への<u>退避</u> 等緊急安全確 保措置</td> <td>災害が発生し、又はまさに 発生しようとしている場 合において、立退きを行う ことがかえって危険であ り、緊急を要すると認めら れるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準	(略)				避難の 指示等 (警戒 レベル 4)	市町村長 (災害対策 基本法第60 条)	立退き及び立 退き先の指示	災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合に おいて、 <u>人の生命又は身体 を災害から保護し、その他 災害の拡大を防止するた め特に必要があると認め るとき。</u>	(略)				避難の 指示等 (警戒 レベル 4)	知事及びそ の命を受け た職員又は 水防管理者 (水防法第 29条)	立退きの指示	洪水、 <u>雨水出水、津波</u> 又は 高潮の氾濫により著しい 危険が切迫していると認 められるとき。	(略)				緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)	市町村長 (災害対策 基本法第60 条)	高所への移動、 近傍の堅固な 建物への <u>退避</u> 等緊急安全確 保措置	災害が発生し、又はまさに 発生しようとしている場 合において、立退きを行う ことがかえって危険であ り、緊急を要すると認めら れるとき。
	事項 区分	実施責任者		措 置	実施の基準																																																						
	(略)																																																										
	避難の 指示等 (警戒 レベル 4)	市町村長 (災害対策 基本法第60 条)		立退き及び立 退き先の指示	災害が発生し、又は発生す るおそれがある場合にお いて、 <u>急を要すると認めら れるとき。</u>																																																						
	(略)																																																										
避難の 指示等 (警戒 レベル 4)	知事及びそ の命を受け た職員又は 水防管理者 (水防法第 29条)	立退きの指示	洪水_____又は 高潮の氾濫により著しい 危険が切迫していると認 められるとき。																																																								
(略)																																																											
緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)	市町村長 (災害対策 基本法第60 条)	高所への移動、 近傍の堅固な 建物への <u>待避</u> 等緊急安全確 保措置	災害が発生し、又はまさに 発生しようとしている場 合において、立退きを行う ことがかえって危険であ り、緊急を要すると認めら れるとき。																																																								
事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準																																																								
(略)																																																											
避難の 指示等 (警戒 レベル 4)	市町村長 (災害対策 基本法第60 条)	立退き及び立 退き先の指示	災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合に おいて、 <u>人の生命又は身体 を災害から保護し、その他 災害の拡大を防止するた め特に必要があると認め るとき。</u>																																																								
(略)																																																											
避難の 指示等 (警戒 レベル 4)	知事及びそ の命を受け た職員又は 水防管理者 (水防法第 29条)	立退きの指示	洪水、 <u>雨水出水、津波</u> 又は 高潮の氾濫により著しい 危険が切迫していると認 められるとき。																																																								
(略)																																																											
緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)	市町村長 (災害対策 基本法第60 条)	高所への移動、 近傍の堅固な 建物への <u>退避</u> 等緊急安全確 保措置	災害が発生し、又はまさに 発生しようとしている場 合において、立退きを行う ことがかえって危険であ り、緊急を要すると認めら れるとき。																																																								
(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報 (略) イ 土砂災害 土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生 等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土 壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量	(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報 (略) イ 土砂災害 土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生 等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土 壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量	適正化																																																									

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。</p> <p>(略)</p> <p>【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等<u>は</u>危険な場所から<u>の</u>避難<u>が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル3に相当。 (略)</td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td>(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル5に相当。 (略)</td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※</td> <td>(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から<u>の</u>避難<u>が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等<u>は</u>危険な場所から<u>の</u>避難<u>が</u>必要<u>と</u>される警戒レベル3に相当。 (略)</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u>の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度<u>_____</u> <u>_____</u>の高まりの予測を、洪水警報等の基</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等 <u>は</u> 危険な場所から <u>の</u> 避難 <u>が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル3に相当。 (略)	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル5に相当。 (略)	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>の</u> 避難 <u>が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等 <u>は</u> 危険な場所から <u>の</u> 避難 <u>が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル3に相当。 (略)	流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u> の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度 <u>_____</u> <u>_____</u> の高まりの予測を、洪水警報等の基	<p>指数等の長期降雨指標と60分_____雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。</p> <p>(略)</p> <p>【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等<u>が</u>危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 (略)</td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td>(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 (略)</td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※</td> <td>(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等<u>が</u>危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 (略)</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td><u>各河川</u><u>_____</u>の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度<u>（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）</u>の高まりの予測を、洪水警報等の基</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等 <u>が</u> 危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。 (略)	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。 (略)	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等 <u>が</u> 危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。 (略)	流域雨量指数の予測値	<u>各河川</u> <u>_____</u> の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度 <u>（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）</u> の高まりの予測を、洪水警報等の基	<p>適正化</p>
種類	概要																						
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等 <u>は</u> 危険な場所から <u>の</u> 避難 <u>が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル3に相当。 (略)																						
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル5に相当。 (略)																						
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>の</u> 避難 <u>が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等 <u>は</u> 危険な場所から <u>の</u> 避難 <u>が</u> 必要 <u>と</u> される警戒レベル3に相当。 (略)																						
流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u> の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度 <u>_____</u> <u>_____</u> の高まりの予測を、洪水警報等の基																						
種類	概要																						
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等 <u>が</u> 危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。 (略)																						
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。 (略)																						
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※	(略) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等 <u>が</u> 危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。 (略)																						
流域雨量指数の予測値	<u>各河川</u> <u>_____</u> の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度 <u>（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）</u> の高まりの予測を、洪水警報等の基																						

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。_____6 時間先までの雨量分布の予測（_____降水短 時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新してい る。</p>	<p>準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系 列で示す情報。<u>流域内における雨量分布の実況と</u> 6 時間先までの雨量分布の予測（<u>解析雨量及び</u>降水短 時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新してい る。</p>	
3-10	<p>第2 避難所の運営 1 避難所運営の主体 (略) (4) 市町村や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確 化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災 者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に 早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 自主運営組織を立ち上げる際には、_____ _____ _____ 多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立 場の方が参画することに留意する。 (略) 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 (略) (2) 環境の整備 (略) また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、 避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難 所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとす る。 _____ _____ _____ _____</p>	<p>第2 避難所の運営 1 避難所運営の主体 (略) (4) 市町村や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確 化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災 者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に 早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 自主運営組織を立ち上げる際には、<u>避難生活支援に関する知見 やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地 域全体で避難者を支えることができるよう留意するとともに、</u> 多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立 場の方が参画することに留意する。 (略) 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 (略) (2) 環境の整備 (略) また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、 避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難 所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとす る。 <u>積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策 として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒 具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の 構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。 夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、 冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラ</u></p>	<p>防災基本計画、日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震防 災対策推進計画の内容を反 映</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

3-11	<p>第2 医療（助産）救護活動</p> <p>1 県 （略）</p> <p>(2) 県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、市町村から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めるときは、基幹災害拠点病院の_____県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。</p> <p>（略）</p> <p>(8) 県（健康衛生班）は、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合、保健医療福祉調整本部に災害時小児周産期リエゾンを置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療_____活動の総合調整を行う。</p>	<p>一の確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。</p> <p><u>孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。</u></p> <p>第2 医療（助産）救護活動</p> <p>1 県 （略）</p> <p>(2) 県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、市町村から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めるときは、基幹災害拠点病院の<u>公立大学法人福島</u>県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。</p> <p>（略）</p> <p>(8) 県（健康衛生班）は、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合、保健医療福祉調整本部に災害時小児周産期リエゾンを置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を行う。</p>	<p>能登半島地震の課題を踏まえた修正</p> <p>適正化及び防災基本計画の修正による</p>
3-12	<p>（総務部、危機管理部、生活環境部、農林水産部、土木部、警察本部、福島運輸支局、福島海上保安部、陸上自衛隊、各道路管理者、（公社）福島県トラック協会、（公社）福島県バス協会、福島県漁業協同組合連合会）</p> <p>【平時の対応については第2章 第8節 緊急輸送路等の指定及び 第20節 災害時_____応援協定の締結を参照】</p>	<p>（総務部、危機管理部、生活環境部、農林水産部、土木部、警察本部、福島運輸支局、福島海上保安部、陸上自衛隊、各道路管理者、（公社）福島県トラック協会、（公社）福島県バス協会、福島県漁業協同組合連合会）</p> <p>【平時の対応については第2章 第8節 緊急輸送路等の指定及び 第20節 災害時<u>相互</u>応援協定の締結を参照】</p>	<p>適正化</p>
3-12	<p>第3 輸送手段の確保</p> <p>1 県の確保体制</p> <p>県の輸送手段の確保体制は、次のとおりである。</p> <p>(1) 車両の確保</p> <p>ア 県有保有車両の利用</p> <p>（略）</p> <p>なお、あらかじめ緊急通行車両に該当する車両は、警察本部又は管轄警察署_____に<u>事前届出の申請を行い、緊急通行車両等</u></p>	<p>第3 輸送手段の確保</p> <p>1 県の確保体制</p> <p>県の輸送手段の確保体制は、次のとおりである。</p> <p>(1) 車両の確保</p> <p>ア 県有保有車両の利用</p> <p>（略）</p> <p>なお、あらかじめ緊急通行車両に該当する車両は、警察本部又は管轄警察署（<u>知事及びその他の執行機関については県（危機管理総室）に災害発生前でも緊急通行車両であること</u></p>	<p>災害対策基本法施行令の改正による</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p><u>事前届出済証</u>の交付を受けておくものとする。</p> <p>イ 外部への協力要請</p> <p>(7) 県（災害対策本部物資班、生活環境班）は、あらかじめ締結した「災害時における緊急・救援輸送に関する協定<u> </u>」に基づき、(公社)福島県トラック協会に対して緊急・救援輸送を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>また、県（災害対策本部避難支援班、生活環境班）は、予め締結した「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定<u> </u>」に基づき、(公社)福島県バス協会加盟のバス事業者に対して緊急・救援輸送についての協力要請を行う。</p>	<p><u>の確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書</u>の交付を受けておくものとする。</p> <p>イ 外部への協力要請</p> <p>(7) 県（災害対策本部物資班、生活環境班）は、あらかじめ締結した「災害時における緊急・救援輸送に関する協定<u>書</u>」に基づき、(公社)福島県トラック協会に対して緊急・救援輸送を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>また、県（災害対策本部避難支援班、生活環境班）は、予め締結した「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定<u>書</u>」に基づき、(公社)福島県バス協会加盟のバス事業者に対して緊急・救援輸送についての協力要請を行う。</p>	<p>適正化</p>
<p>3-13</p>	<p>第2 交通規制措置</p> <p>(略)</p> <p>2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急通行車両に係る確認手続</p> <p>(略)</p> <p>イ 確認手続き</p> <p>県（<u>生活環境</u>班又は地方振興局）又は公安委員会（警察本部又は最寄りの警察署）は、車両の使用者の申出により、当該車両が令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。</p>	<p>第2 交通規制措置</p> <p>(略)</p> <p>2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急通行車両に係る確認手続</p> <p>(略)</p> <p>イ 確認手続き</p> <p>県（<u>活動支援</u>班又は地方振興局）又は公安委員会（警察本部又は最寄りの警察署）は、車両の使用者の申出により、当該車両が令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。</p>	<p>適正化</p>
<p>3-16</p>	<p>(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、市町村、水道事業者、水道用水供給事業者、東北農政局)</p> <p>【平時の対応については第2章 第11節 食料等の調達・確保<u>及び</u>防災資機材等の整備<u> </u>及び 第21節 災害時相互応援協定の締結を参照】</p> <p>災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、県民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保するとともに、迅</p>	<p>(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、市町村、水道事業者、水道用水供給事業者、東北農政局)</p> <p>【平時の対応については第2章 第11節 食料等の調達・確保、<u> </u>防災資機材等の整備、<u>廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備</u> <u> </u>及び 第21節 災害時相互応援協定の締結を参照】</p> <p>災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、県民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保するとともに、迅</p>	<p>適正化</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難_____あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。	速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難 <u>している被災者</u> あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。	
3-16	<p>第2 食料救援対策</p> <p>1 対応の概要 (略)</p> <p>このうち、県（災害対策本部物資班、生活環境班、産業振興班、生産流通班）が広域的に調達確保を行う場合は、市町村、東北農政局福島<u>地域センター</u>などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 調達及び供給</p> <p>(1) 県（生産流通班、産業振興班、生活環境班）の措置</p> <p>ア 県（生産流通班）は、「災害時における米穀の確保及び供給に関する協定<u>」</u>を締結しており、市町村の要請に基づき、広域的な調達能力を有する米穀の販売業者に対し、保有精米の供給を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県（生産流通班）は、「災害時における物資等の調達に関する協定<u>」</u>に基づき全国農業協同組合連合会福島県本部、及び広域的な調達能力を有する販売業者等に食料の調達を要請する。</p>	<p>第2 食料救援対策</p> <p>1 対応の概要 (略)</p> <p>このうち、県（災害対策本部物資班、生活環境班、産業振興班、生産流通班）が広域的に調達確保を行う場合は、市町村、東北農政局福島<u>県拠点</u>などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 調達及び供給</p> <p>(1) 県（生産流通班、産業振興班、生活環境班）の措置</p> <p>ア 県（生産流通班）は、「災害時における米穀の確保及び供給に関する協定<u>書</u>」を締結しており、市町村の要請に基づき、広域的な調達能力を有する米穀の販売業者に対し、保有精米の供給を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県（生産流通班）は、「災害時における物資等の調達に関する協定<u>書</u>」に基づき全国農業協同組合連合会福島県本部、及び広域的な調達能力を有する販売業者等に食料の調達を要請する。</p>	適正化
3-16	<p>第4 燃料等の調達・供給対策</p> <p>1 調達・供給対策</p> <p>(1) 県（災害対策本部物資班）は、災害拠点病院や防災拠点等の重要施設の燃料確保が困難な場合には、政府緊急対策本部_____に対して緊急供給要請を行うものとする。</p>	<p>第4 燃料等の調達・供給対策</p> <p>1 調達・供給対策</p> <p>(1) 県（災害対策本部物資班）は、災害拠点病院や防災拠点等の重要施設の燃料確保が困難な場合には、政府緊急対策本部<u>又は資源エネルギー庁</u>に対して緊急供給要請を行うものとする。</p>	資源エネルギー庁からの意見による
3-17	<p>第2 障害物の除去</p> <p>1 住宅関係障害物の除去 (略)</p> <p>(2) 災害救助法を適用した場合の除去</p> <p>ア 対象</p> <p>障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物</p>	<p>第2 障害物の除去</p> <p>1 住宅関係障害物の除去 (略)</p> <p>(2) 災害救助法を適用した場合の除去</p> <p>ア 対象</p> <p>障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物</p>	災害救助事務取扱要領の改正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節	現行	修正後	修正理由
	<p>が運びこまれたもので、<u>しかも自分</u>の資力では障害物の除去ができないものとする。</p>	<p>が運びこまれたもので、<u> </u>自らの資力では障害物の除去ができないものとする。</p>	
3-18	<p>第1 建設型応急仮設住宅の建設 (略)</p> <p>2 災害救助法による応急仮設住宅の建設 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入居対象者 原則として、災害により被災し、次に掲げる<u>いずれか</u>に該当する者とする。 (略)</p> <p>(7) 着工及び完成の時期 (略)</p> <p>ウ 供与期間 完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（<u>最高</u>2年以内）とする。</p>	<p>第1 建設型応急仮設住宅の建設 (略)</p> <p>2 災害救助法による応急仮設住宅の建設 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入居対象者 原則として、災害により被災し、次に掲げる<u>全て</u>に該当する者とする。 (略)</p> <p>(7) 着工及び完成の時期 (略)</p> <p>ウ 供与期間 完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（<u>最長</u>2年以内）とする。</p>	災害救助事務取扱要領の改正による
3-18	<p>第3 住宅の応急修理</p> <p>1 実施機関等 (略)</p> <p>(2) <u>災害救助法適用の市町村が一である場合は、</u>知事は応急修理を市町村長に委任することができるものとする。 (略)</p> <p>2 実施方法等</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第3 住宅の応急修理</p> <p>1 実施機関等 (略)</p> <p>(2) _____知事は応急修理を市町村長に委任することができるものとする。 (略)</p> <p>2 実施方法等</p> <p><u>(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>災害救助法が適用された場合の住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急修理」という。）に関する基本的事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 緊急修理対象者</u> <u>次の要件を満たす者とする。</u></p> <p><u>(7) 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはなら</u></p>	災害救助事務取扱要領の改正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>(ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。 （略）</p> <p>イ 準半壊、半壊_____の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること （略）</p> <p>(2) 修理の範囲と費用</p> <p>ア 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。</p> <p>イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。</p> <p>(3) 応急修理の期間 （略）</p>	<p>c 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。 （略）</p> <p>(4) 準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること （略）</p> <p>イ 修理の範囲と費用</p> <p>(7) 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。</p> <p>(4) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。</p> <p>ウ 応急修理の期間 （略）</p>	
3-20	<p>第5-1 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕 応急対策</p> <p>1 災害応急体制の確立</p> <p>(1) 災害対策組織 （略）</p> <p>ア 東北本部対策本部、水戸支社対策本部、新潟支社対策本部</p> <p>(7) 本部長は、東北本部長及び各支社長とし、_____各支社対策本部の業務を統括する。 （略）</p> <p>イ 現地対策本部</p> <p>(7) 東北本部及び各支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区<u>駅</u>長に対して現地対策本部の設置を指示する。</p> <p>(4) 現地対策本部長は、地区<u>駅</u>長又は地区<u>駅</u>長が指定した者とする。</p>	<p>第5-1 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕 応急対策</p> <p>1 災害応急体制の確立</p> <p>(1) 災害対策組織 （略）</p> <p>ア 東北本部対策本部、水戸支社対策本部、新潟支社対策本部</p> <p>(7) 本部長は、東北本部長及び各支社長とし、<u>東北本部及び</u>各支社対策本部の業務を統括する。 （略）</p> <p>イ 現地対策本部</p> <p>(7) 東北本部及び各支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区__長に対して現地対策本部の設置を指示する。</p> <p>(4) 現地対策本部長は、地区__長又は地区__長が指定した者とする。</p>	組織再編に伴う名称変更
3-20	<p>第7 放送施設等応急対策 （略）</p> <p>2 応急対策 （略）</p> <p>(7) エフエム福島</p>	<p>第7 放送施設等応急対策 （略）</p> <p>2 応急対策 （略）</p> <p>(7) エフエム福島</p>	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
	(略) ウ その他 衛星受信局が被災した場合は、 <u>I SDN</u> 回線で放送の継続を確保する。	(略) ウ その他 衛星受信局が被災した場合は、 <u>光</u> 回線で放送の継続を確保する。	
3-21	(総務部、県教育委員会、市町村教育委員会) 【平時の対応については第2章 第6節 建造物及び文化財災害予防対策 及び 第14節 防災教育を参照】	(総務部、県教育委員会、市町村教育委員会) 【平時の対応については第2章 第6節 建造物及び文化財災害予防対策 及び 第13節 防災教育を参照】	適正化
3-22	第1 要配慮者に係る対策 (略) 3 県(災害対策本部避難支援班、保健医療福祉調整本部、生活福祉班)は、被災市町村からの要請があったときや、被害状況等を総合的に勘案し避難所等に福祉専門職員の派遣を行う必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 <u>書</u> 」に基づき、社会福祉施設等に対して、直接又は県と福祉関係団体で構成する福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を通じて、災害派遣福祉チーム員の派遣を要請し、避難所等において要配慮者のスクリーニングや福祉ニーズの把握、応急的な介護支援を行う。	第1 要配慮者に係る対策 (略) 3 県(災害対策本部避難支援班、保健医療福祉調整本部、生活福祉班)は、被災市町村からの要請があったときや、被害状況等を総合的に勘案し避難所等に福祉専門職員の派遣を行う必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 <u>書</u> 」に基づき、社会福祉施設等に対して、直接又は県と福祉関係団体で構成する福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を通じて、災害派遣福祉チーム員の派遣を要請し、避難所等において要配慮者のスクリーニングや福祉ニーズの把握、応急的な介護支援を行う。	適正化
3-22	第3 障がい者及び高齢者に係る対策 (略) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	第3 障がい者及び高齢者に係る対策 (略) <u>6 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること。</u> <u>7 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずること。</u>	防災基本計画の修正による
3-23	第1 ボランティア団体等の受入れ 1 ボランティアの受入れ (略) また、ボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、県内のボランティア団体、 <u> </u> 中間支援組織(NPO・ボランティ	第1 ボランティア団体等の受入れ 1 ボランティアの受入れ (略) また、ボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、県内のボランティア団体、 <u>災害</u> 中間支援組織(NPO・ボランティ	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>ア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、市町村及び県単位の設置し対応に当たるものとする。</p> <p>2 情報提供</p> <p>県（生活福祉班）及び市町村は、ボランティア等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にする<u>とともに、</u></p> <p>_____被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>_____し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの<u>生活</u>環境について配慮するものとする。</p>	<p>ア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、市町村及び県単位の設置し対応に当たるものとする。</p> <p>2 情報提供</p> <p>県（生活福祉班）及び市町村は、ボランティア等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にする。<u>また、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、</u>連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの<u>活動</u>環境について配慮するものとする。</p>	
3-26	<p>第3 被災者台帳の作成</p> <p>市町村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。_____</p>	<p>第3 被災者台帳の作成</p> <p>市町村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による
3-26	<p>第4 被災者の生活支援</p> <p>県（総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会）及び市町村等は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、_____見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第4 被災者の生活支援</p> <p>県（総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会）及び市町村等は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により、</u>見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、県（総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会）及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による
3-27	第2 土砂災害応急対策	第2 土砂災害応急対策	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>1 土砂災害警戒情報 (1) 土砂災害警戒情報とは 1 kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方気象台と共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報を補足する情報）の提供に努めるものとする。</p>	<p>1 土砂災害警戒情報 (1) 土砂災害警戒情報とは 1 kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分_____雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方気象台と共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報を補足する情報）の提供に努めるものとする。</p>	
3-28	<p>第5 災害対策本部総括班による運用調整 (略) また、県（災害対策本部総括班）は、 _____無人航空機等の飛行から 災害応急対策に従事するヘリコプター等の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>	<p>第5 災害対策本部総括班による運用調整 (略) また、県（災害対策本部総括班）は、<u>輻輳するヘリコプター等の安全確保及びヘリコプター等による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から 災害応急対策に従事するヘリコプター等の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による
3-28	<p>第7 広域応援要請 県（災害対策本部総括）は、必要に応じ、<u>「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」、「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」</u>及び<u>「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」</u>等に基づき、他県等からの応援ヘリコプターの派遣を要請できる。</p>	<p>第7 広域応援要請 県（災害対策本部総括）は、必要に応じ、<u>「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定」、「航空消防防災相互応援協定」</u>及び<u>「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」</u>等に基づき、他県等からの応援ヘリコプターの派遣を要請できる。</p>	協定廃止及び適正化による
4-2	<p>第2 被災者の生活確保 (略) 5 租税の徴収猶予等の措置 国、県（財務総室）及び市町村は、被災者の納付_____すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出<u>又は納付若しくは</u>納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施す</p>	<p>第2 被災者の生活確保 (略) 5 租税の徴収猶予等の措置 国、県（財務総室）及び市町村は、被災者の納付<u>又は納入</u>すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出<u>及び納付又は</u>納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施す</p>	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	るものとする。	るものとする。																			
5-1	<p>第1 火山災害対策について (略)</p> <p>2 本県の火山の概況 (略)</p> <p>全国には111の活火山があり、このうち、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって50火山が選定されている(2014年11月選定)。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。福島県内に影響を及ぼす火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターが常時観測・監視している。</p>	<p>第1 火山災害対策について (略)</p> <p>2 本県の火山の概況 (略)</p> <p>全国には111の活火山があり、このうち、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって50火山が選定されている(2014年11月選定)。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。福島県内に影響を及ぼす火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台 _____ 及び気象庁 _____ が常時観測・監視している。</p>	適正化																		
5-2	<p>第1 本県の火山防災協議会 (略)</p> <p>2 噴火警戒レベルの運用</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して _____ 発表する <u>指標である</u>。福島県内及び県に隣接する活火山の噴火警戒レベル運用状況は下表のとおり。また、噴火警戒レベル運用火山の噴火警戒レベル表を次ページ以降に示す。</p>	<p>第1 本県の火山防災協議会 (略)</p> <p>2 噴火警戒レベルの運用</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、<u>噴火予報・警報に付して発表する _____</u>。福島県内及び県に隣接する活火山の噴火警戒レベル運用状況は下表のとおり。また、噴火警戒レベル運用火山の噴火警戒レベル表を次ページ以降に示す。</p>	適正化																		
5-2	<p>安達太良山の噴火警戒レベル表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>(略)</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>(略)</td> <td> <p>【過去事例】</p> <p>1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散</p> <p>2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種別	(略)	想定される現象等	(略)			予報	(略)	<p>【過去事例】</p> <p>1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散</p> <p>2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p>	<p>安達太良山の噴火警戒レベル表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>(略)</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>(略)</td> <td> <p>【過去事例】</p> <p>1996年9月：白色噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散</p> <p>2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種別	(略)	想定される現象等	(略)			予報	(略)	<p>【過去事例】</p> <p>1996年9月：白色噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散</p> <p>2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p>	火山防災協議会の結果による
種別	(略)	想定される現象等																			
(略)																					
予報	(略)	<p>【過去事例】</p> <p>1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散</p> <p>2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p>																			
種別	(略)	想定される現象等																			
(略)																					
予報	(略)	<p>【過去事例】</p> <p>1996年9月：白色噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散</p> <p>2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p>																			

<p>5-2</p>	<p>那須岳情報連絡系統図</p> <p>※ 関係機関が双方方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。</p>	<p>那須岳情報連絡系統図</p> <p>※ 関係機関が双方方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。</p>	<p>適正化</p>
<p>5-2</p>	<p>第3 防災対策の推進</p> <p>(1) 福島地方気象台、山形地方気象台（吾妻山のみ）及び仙台管区気象台 地域火山監視・警報センターは、常時観測火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山の監視・観測体制を整備し、24時間体制で観測・監視するとともに噴火警報等の情報を発表する。また、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ケ岳、沼沢につい</p>	<p>第3 防災対策の推進</p> <p>(1) 福島地方気象台、山形地方気象台（吾妻山のみ）及び仙台管区気象台 _____は、常時観測火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山の監視・観測体制を整備し、24時間体制で観測・監視するとともに噴火警報等の情報を発表する。また、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ケ岳、沼沢につい</p>	<p>適正化</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	て定期的又は必要に応じて、現地で機動観測を実施する。那須岳については気象庁 <u>地震火山部火山監視・警報センター</u> が24時間体制で監視・観測、情報発表等を行う。	て定期的又は必要に応じて、現地で機動観測を実施する。那須岳については気象庁_____が24時間体制で監視・観測、情報発表等を行う。																									
5-3	<p>第2 噴火警報等の伝達</p> <p>1 噴火警報等の種類</p> <p>活火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢及び那須岳について、仙台管区气象台及び気象庁<u>地震火山部</u>が発表する噴火警報等の主な種類は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 噴火警報</p> <p>噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生<u>やその拡大</u>が予想される場合_____に____、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されるもの。</p> <p>(略)</p> <p>2 伝達気象官署</p> <p>気象庁<u>地震火山部</u>及び仙台管区气象台は、噴火警報等を発表し、福島地方气象台を通じて伝達される。</p> <p>(略)</p> <p>噴火警報の伝達機関</p> <table border="1"> <tr> <td>伝達官署・火山</td> <td>伝達先</td> <td>火山名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福島地方气象台</td> <td>那須<u>自然保護</u>官事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	伝達官署・火山	伝達先	火山名		(略)		福島地方气象台	那須 <u>自然保護</u> 官事務所	(略)		(略)		<p>第2 噴火警報等の伝達</p> <p>1 噴火警報等の種類</p> <p>活火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢及び那須岳について、仙台管区气象台及び気象庁_____が発表する噴火警報等の主な種類は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 噴火警報</p> <p>噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生_____が予想される場合<u>やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名</u>、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されるもの。</p> <p>(略)</p> <p>2 伝達気象官署</p> <p>気象庁_____及び仙台管区气象台は、噴火警報等を発表し、福島地方气象台を通じて伝達される。</p> <p>(略)</p> <p>噴火警報の伝達機関</p> <table border="1"> <tr> <td>伝達官署・火山</td> <td>伝達先</td> <td>火山名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福島地方气象台</td> <td>那須<u>管理</u>官事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	伝達官署・火山	伝達先	火山名		(略)		福島地方气象台	那須 <u>管理</u> 官事務所	(略)		(略)		適正化
伝達官署・火山	伝達先	火山名																									
	(略)																										
福島地方气象台	那須 <u>自然保護</u> 官事務所	(略)																									
	(略)																										
伝達官署・火山	伝達先	火山名																									
	(略)																										
福島地方气象台	那須 <u>管理</u> 官事務所	(略)																									
	(略)																										
6-2	<p>第5 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>2 県民に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p><u>また</u>、県、市町村及び各道路管理者は、集中的な大雪が予測される場合には、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状</p>	<p>第5 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>2 県民に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>_____県、市町村及び各道路管理者は、集中的な大雪が予測される場合には、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状</p>	防災基本計画の修正及び適正化																								

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。</p> <p>あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は_____車内にスコップやスクレーパー、_____飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。</p>	<p>況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。</p> <p>あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は<u>スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着</u>、車内にスコップ_____、<u>砂</u>、飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。</p>	
6-3	<p>第1 防災活動体制</p> <p>1 応急対策</p> <p>(1) 道路交通確保対策</p> <p>(略)</p> <p>エ 交通情報の収集及び提供</p> <p>警察本部は、道路管理者と連携し、交通情報の収集を行うとともに、交通情報板等により情報提供を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1 防災活動体制</p> <p>1 応急対策</p> <p>(1) 道路交通確保対策</p> <p>(略)</p> <p>エ 交通情報の収集及び提供</p> <p>警察本部は、道路管理者と連携し、交通情報の収集を行うとともに、交通情報板等により情報提供を行う。</p> <p><u>また、福島河川国道事務所に情報連絡本部を設置し、情報の一元的収集及び共有、各種情報の発信及び提供を行う。</u></p>	福島河川国道事務所情報連絡本部運営要領による